

5 緊急輸送

5 - 1 綾瀬市における緊急輸送道路一覧

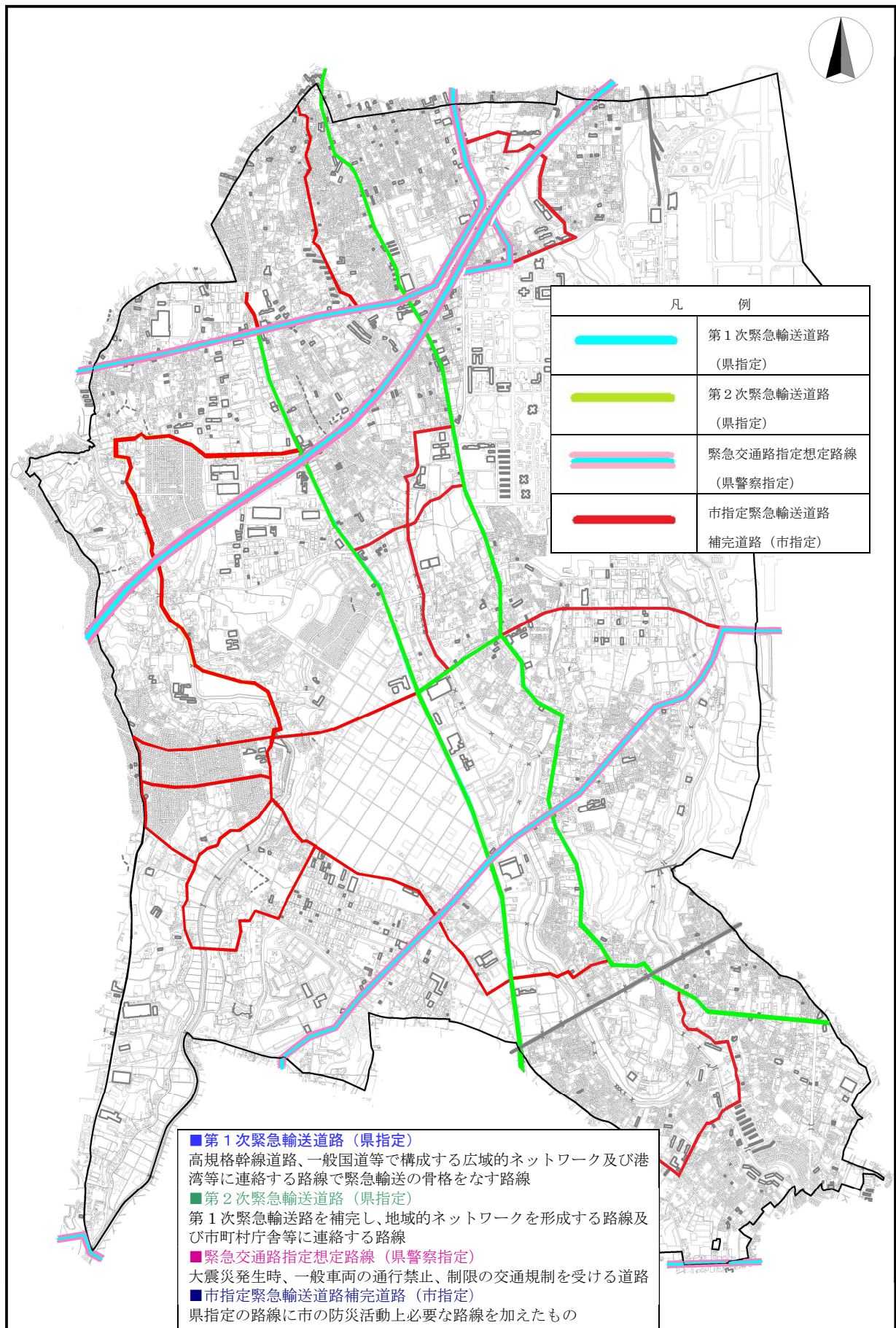
1 第1次・第2次緊急輸送道路

	路線名	県及び市道路線名	区 間
第1次緊急輸送道路	第一東海自動車道 (東名高速)		市内全線
	県道22号	横浜伊勢原	市内全線
	県道40号	横浜厚木	市内全線
	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	市内全線
第2次緊急輸送道路	県道42号	藤沢座間厚木	市内全線
	市道913号線	(都計道：早川本蓼川線)	市道1629-1号線交点～県道42号交点
	市道1629-1号線		県道40号交点～県道45号線交点
	市道1629-2号線		藤沢市境～県道45号線交点

2 市の指定による緊急輸送道路

	路線名	区 間
1	市道101号線	全線
2	市道80号線	市道95-1号線交点～市道101号線交点
3	市道95-1号線	市道67号線交点～市道80号線交点
4	市道67号線	市道1号線交点～市道95-1号線交点
5	市道1号線	県道40号(横浜厚木)～市道67号線交点
6	市道9号線	市道138号線交点～市道8号線交点
7	市道8号線	全線
8	市道208-1号線	県道40号(横浜厚木)～天台小学校前
9	市道2号線	綾瀬高校～市道10号線交点
10	市道10号線	市道694号線交点～市道913号線交点
11	市道913-2号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
12	市道913-3号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
13	市道12号線	市道1629-1号線交点～県道42号(藤沢座間厚木)交点
14	市道11号線	全線
15	市道3号線	市道11号線交点～市道15号線交点
16	市道911号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
17	市道950号線 (都計道：早川本蓼川線)	全線
18	県道406号(吉岡海老名)	市道950号線交点～市道1649-1交点
19	市道980号線	全線
20	市道1649-1	県道406号(吉岡海老名)交点～市道3号線交点
21	市道15号線	市道3号線交点～市道5号線交点
22	市道5号線	市道3号線交点～市道1222号線交点
23	市道1222号線	市道5号線交点～市道1258号線交点
24	市道1258号線	全線
25	市道20号線	市道1629-1号線交点～市道22号線交点
26	市道22号線	市道20号線交点～市道23号線交点
27	市道23号線	市道22号線～市道1404号線交点

3 緊急輸送路網図



5-2 災害時における自動車輸送の協力に関する協定書

災害時における自動車輸送の協力に関する協定書（トラック協会湘南支部）

（趣旨）

第1条 この協定は、綾瀬市内に発生した地震、風水害、その他による被害（以下「災害」という。）時において、綾瀬市が社団法人神奈川県トラック協会湘南支部（以下「トラック協会」という。）に自動車輸送の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 綾瀬市内に災害が発生し、トラック協会の協力を必要とするときは、綾瀬市は、トラック協会に対し、次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話をもって、要請し事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

（協力の実施）

第3条 トラック協会は、前条による綾瀬市の要請を受けたときは、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第4条 トラック協会は、前条に基づき協力した場合は、文書をもって、速やかに綾瀬市に対し次の事項を報告するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 自動車輸送の協力を要して経費は、綾瀬市が負担する。

（補償）

第6条 綾瀬市の要請により、自動車輸送に従事した者の人身事故については、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日）条例第29号を準用し補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、綾瀬市においては、綾瀬市災害対策本部事務局長を、トラック協会においては、トラック協会湘南支部事務局長を連絡責任者とする。

（連絡）

第8条 トラック協会は、この協定により協力できる綾瀬市内の自動車輸送業者に関する車両の種類、車両数、人員等を毎年6月末日までに綾瀬市に通知する。

（協議）

第9条 この協議の実施に関し、必要な細目事項は、双方が協議して決めるものとする。

第10条 この協定は、昭和55年8月20日から適用する。

この協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通を保有するものとする。

昭和55年8月20日

綾瀬市

綾瀬市長 鈴木 進

社団法人 神奈川県トラック協会

湘南支部長 中田 進 蔵

災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ユタカトラベル（以下「乙」という。）は、災害時等における人員等の輸送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して人員等を迅速かつ適切に輸送することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し次の各号に掲げる業務について要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による人員及び物資等の輸送業務
- （2）その他人員及び物資等の輸送に必要な業務

2 甲は、前項の各号に掲げる協力を乙に要請する場合は、輸送協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき甲に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに輸送協力報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）とし、乙の連絡責任者は株式会社ユタカトラベル代表取締役社長とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第5条 乙が実施した、第2条第1項各号に掲げる業務に要した費用は甲が負担する。

2 甲が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（事故等）

第6条 乙は、第2条第1項各号の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、第2条第1項各号の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づき、その損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第8条 乙は、第2条第1項各号の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第9条 甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

（秘密の保持）

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から1年間とする。

2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年7月31日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩政由

乙 神奈川県海老名市大谷587番地の1

株式会社ユタカトラベル

代表取締役社長 豊島洋次

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

株式会社ユタカトラベル
代表取締役社長 殿

綾瀬市長

輸送協力要請書

第2条第1項各号に掲げる業務について次のとおり要請します。

要請事由	人員 物資 その他 ()
輸送年月日 及び時間	年 月 日 時 分
必要とする 車両台数	車両台数 台
輸送人数 及び 輸送物資等	輸送人数 人 輸送物資 その他 ()
輸送経路	輸送元 () から 輸送先 ()
その他必要事項	

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

綾瀬市長 殿

株式会社ユタカトラベル
代表取締役社長

輸送協力報告書

第2条第1項各号に掲げる業務について次のとおり報告します。

輸送年月日 及び時間	年 月 日 時 分 から 時 分	
使用した 車両台数等	台 数	台
	人 員	人
	走 行 距 離	Km
	そ の 他	
輸送人数 及び 輸送物資等	輸送人数 人 輸送物資 その他 ()	
輸送経路等	輸送元 () から 輸送先 ()	
その他報告事項		

災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と有限会社つゆきタクシー（以下「乙」という。）は、災害時等における人員等の輸送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して人員等を迅速かつ適切に輸送することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し次の各号に掲げる業務について要請することができる。

- （1）乙が所有する事業用車両による人員及び物資等の輸送業務
- （2）その他人員及び物資等の輸送に必要な業務
- （3）タクシー無線等により収集した災害に関する情報等の提供

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる協力を乙に要請する場合は、輸送協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

3 甲は、第1項第3号に掲げる協力を乙に要請する場合は、電話又はその他の方法により要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき甲に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに輸送協力報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）とし、乙の連絡責任者は有限会社つゆきタクシーの代表取締役とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第5条 乙が実施した、第2条第1項各号に掲げる業務に要した費用は甲が負担する。

2 甲が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（事故等）

第6条 乙は、第2条第1項各号の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、第2条第1項各号の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第8条 乙は、第2条第1項各号の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第9条 甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

（秘密の保持）

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年7月31日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩 政由

乙 神奈川県綾瀬市吉岡東4丁目10-9

有限会社つゆきタクシー

代表取締役 露木 千恵

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

有限会社つゆきタクシー
代表取締役 殿

綾瀬市長

輸送協力要請書

第2条第1項第1号及び第2号に掲げる業務について次のとおり要請します。

要請事由	人員 物資 その他（ ）
輸送年月日 及び時間	年 月 日 時 分
必要とする 車両台数	車両台数 台
輸送人数 及び 輸送物資等	輸送人数 人 輸送物資 その他（ ）
輸送経路	輸送元（ ） から 輸送先（ ）
その他必要事項	

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

綾瀬市長 殿

有限会社つゆきタクシー
代表取締役

輸送協力報告書

第2条第1項第1号及び第2号に掲げる業務について次のとおり報告します。

輸送年月日 及び時間	年 月 日 時 分 から 時 分	
使用した 車両台数等	台 数	台
	人 員	人
	走 行 距 離	Km
	そ の 他	
輸送人数 及び 輸送物資等	輸送人数 人 輸送物資 その他（ ）	
輸送経路等	輸送元（ ） から 輸送先（ ）	
その他報告事項		

5-3 神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱

1. 目的

この要綱は、地震、風水害、火災等の各種災害発生時に行政庁等から発せられる緊急輸送の要請に即応し、緊急物資輸送の円滑な実行を図り、もって被災地のすみやかな復興と民生安定に寄与することを目的として、必要な出動体制、諸手続等について定めるものである。

2. 組織

災害緊急出動に関する協会の組織は次のとおりとする。

(1) 緊急輸送対策本部

災害が発生し、または発生のおそれのある場合に設置する機関であり、運営要領は別に定める。(別紙1)

(2) 緊急救援物資輸送等対策室

平常時より本部ならびに支部に設置してある常設機関であり、運営要領は別に定める。(別紙2)

3. 平常時の措置

(1) 防災知識の普及

平常時から協会関係者の防災知識の向上を図り、有事の際の心得を明確にし、災害が発生した場合に状況の変化に応じて適切な行動がとれるよう、必要に応じ講演会・講習会等を実施し、広報紙、機関紙の活用や防災パンフレットの作成、配布を行う。

(2) 訓練の実施

災害時に必要かつ適切な輸送活動を行うには、平常時における訓練が極めて重要である。

そのため、情報収集、集合、輸送、通信連絡等予想される事態を想定した模擬訓練を実施する。

また、地方自治体が行う防災訓練には積極的に参加、協力し、防災関係機関等との連帯化を図る。

(3) 備蓄資機材の整備

災害発生時に協会本部、支部、事業者、乗務員等の活動に支障を来たすことのないよう、必要な資機材を整備する。

(4) 情報通信連絡体制の整備

災害発生に際し、緊急輸送を実施するためには被災地の状況、協会の任務、任務遂行のため必要な措置等を迅速かつ的確に把握し、必要な部署へ伝達する必要がある。

このため、電話回線途絶による通信不能の事態に備えて無線通信網の確立等情報収集、伝達、管理体制を整備する。

(5) 地方自治体との「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書」の締結

県内の市町村単位の災害発生時における応援を円滑に実施するため、本部ならびに支部はそれぞれ関係する市町村と協定書を締結する。

(6) 災害対策用資金の準備

突然の災害発生に対して迅速な対応を図るには資金面での裏づけが必要である。

このため、緊急災害対策用準備金の導入を図る。

4. 災害時の措置

(1) 活動態勢

協会は、災害が発生しまたは発生のおそれのある場合においては、緊急輸送対策本部を設置し、災害応急活動に従事する役職員を配置する。

緊急輸送対策本部職員の配置および服務等に関する規程は別に定める。

(別紙3)

(2) 緊急輸送の要請

行政庁等から別に定める出動要請ルートにより出動要請を受けた場合、対策本部においては次の事項を確認し、出動依頼する支部を定め、すみやかに当該支部に緊急出動要請を行う。(別紙4)

- ア. 災害の程度（級の確認）
- イ. 災害発生の方面、地域
- ウ. 出動する車両数ならびに車種
- エ. 車両の集結時間と場所
- オ. その他

また、支部への要請内容は次のとおりとする。

- ア. 緊急輸送にあたる区間もしくは救助にあたる地域、地名
- イ. 出動車両数ならびに車種

ウ. 車両の集結時間、場所

エ. その他必要な事項

(3) 車両の出動

出動の要請を受けた支部は直ちに所要の車両をもって「緊急物資輸送隊」を編成し、所定の日時、場所に急行し、現地係官の指示を受け災害救助活動に従事する。

必要に応じ本部職員が輸送の指揮にあたることもある。

(4) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合の措置

「大規模地震対策特別措置法」にもとづき警戒宣言が発令された場合の措置については別に定める。(別紙5)

5. 出動計画

(1) 出動車両数

各支部の緊急出動車両数は別に定める。(別紙6)

(2) 優先出動

支部内各社は出動要請に際し、万止むを得ない場合を除き通常業務に優先し災害救助に協力する。

6. 緊急物資輸送隊

輸送隊の編成、指揮命令は次のとおりとする。

- ① 編成は支部単位に行う。
- ② 緊急物資輸送隊の長は当該支部において正副の適任者を定める。
- ③ 数両程度ごとに運転者の中より班長を定める。
- ④ 各員は隊長、班長の命令に従う。
- ⑤ 各員、各車両は別に定める所定の標示を行う。(別紙7)
- ⑥ 協会の安全運行指導車は特命により先導、連絡、状況視察等に従事する。

7. 車両の装備

車両の装備は次のとおりとする。

- ① 燃料は満タンとする。
- ② 必要なパーツ類を携行する。

- ③ スペアタイヤ、赤旗、発煙筒、消火器、救急箱他所要の備付物品を充分点検整備する。
- ④ 原則として2名乗務とする。
- ⑤ 会社は出動運転者の運行に必要な金銭を前渡し携行させる。
- ⑥ 救助活動が数日にわたることもあるので、運転者は着替えその他若干の日用品を携行すること。

8. 緊急輸送車両の確認申請

緊急輸送車両の確認申請は県警察本部交通規制課または各警察署（交通検問所を含む）に対して行うが、手続等についてあらかじめ打ち合わせを行う。

9. 残務処理

(1) 業務従事者の災害補償

緊急輸送に係わる業務に従事している協会関係者が、事故・災害を蒙った場合の補償については関係行政庁と協議する。

(2) 各種費用の精算

救助活動に要した費用は、当初、各社の自弁とするが救助活動終了後所定の手続を経て精算する。

10. 事業所の地震防災応急計画の作成

会員事業所は地震災害発生による被害を最小限に食い止め、営業活動を再開しかつ荷主又は協会からの輸送要請にすみやかに応じられるようにするため、それぞれ防災応急計画（社内基備）を定めなければならない。

なお、防災応急計画作成モデル等必要な事項は別に定める。（別紙8）

付 則

この要綱は理事会の議を経て昭和56年11月27日より発効する。

(別紙1)

緊急輸送本部運営要領

(社) 神奈川県トラック協会

1. 目的

この要領は緊急輸送実施要綱にもとづき、緊急輸送対策本部（以下「対策本部」という）の運営及び活動を円滑に行うため必要な事項を定めるものである。

2. 対策本部の設置及び解散

(社) 全日本トラック協会又は神奈川県に災害対策本部が設置された場合、あるいは状況によりその必要がある場合、当協会においても直ちに対策本部を設置する。

援助活動が終了し、全ト協又は神奈川県の災害対策本部が廃止された場合、あるいはその必要がなくなった場合、対策本部は解散する

3. 対策本部の構成

対策本部の役員は次のとおりとする。

- ① 緊急輸送対策本部長は(社) 神奈川県トラック協会会長とし、対策本部の業務を統括し、所属員を指揮監督する。
- ② 副本部長は、協会副会長、専務理事ならびに常務理事とし、本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- ③ 対策本部の要員は協会本部職員がこれにあたり、各種施策の実行にあたる。

4. 対策本部の組織

対策本部の組織は別図のとおりとする。

5. 対策本部の業務

対策本部は次の応急対策を実施する。

(1) 災害発生後

- ① 関係行政庁、機関との情報連絡を緊密にする。
- ② 会員事業所の被害状況を把握する。
- ③ 緊急輸送車両の出動要請に備えて出動可動車両の把握をはじめ、出動準備体制を整える。

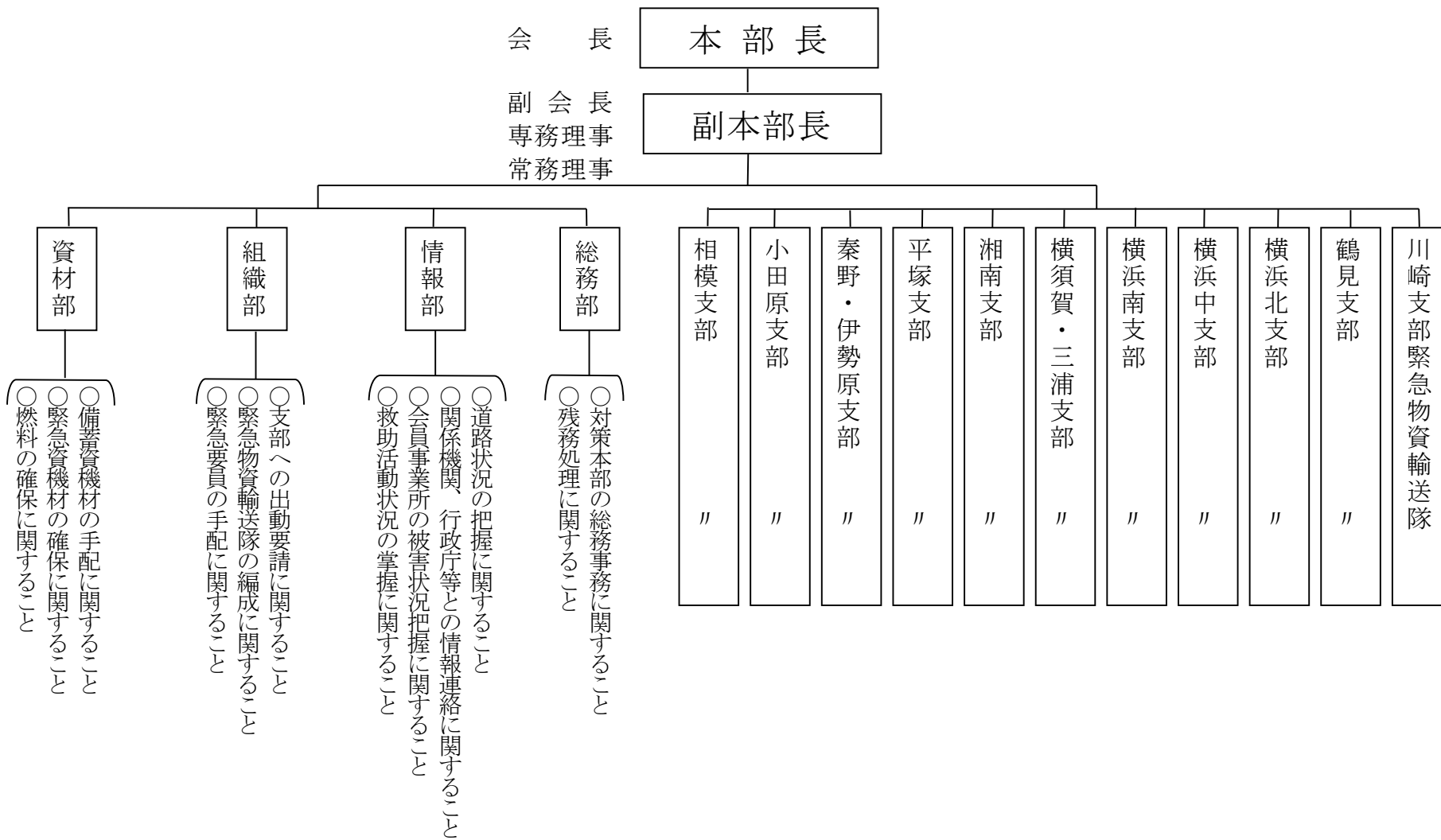
(2) 緊急出動要請後

- ① 支部へ指示を発し必要車両数を確保すると同時に、指定された場所への出動を依頼する。
- ② 必要に応じ車両の集結地等に現地緊急輸送対策本部を設置する。
- ③ その他必要な措置を講ずる。

6. 対策本部の運営経費

対策本部の運営経費は運輸事業振興助成交付金より支弁する。

緊急輸送対策本部組織図



(別紙2)

緊急救援物資輸送等対策室運営要領

(社)神奈川県トラック協会

1. 目的

天災、人災を含め不慮の災害時に物資輸送の円滑化を図り、地域住民並びに地域社会への奉仕に努めることを目的とする。

2. 対策室の設置

県下11支部に緊急救援物資輸送等対策室(以下「対策室」という。)を置く。

3. 対策室の業務

- (1) 本部及び関係機関との情報連絡の強化
- (2) 支部において地方自治体との協定書の締結
- (3) 緊急輸送出動車両の地区別割当並びに車両の整備
- (4) 地方自治体、支部による出動要請車両の連絡模擬訓練の実施
- (5) 各種資機材(車体表示、腕章等)の完全管理
- (6) 他輸送機関のストに伴う振替輸送出動態勢の確立
- (7) その他対策室に係わる業務

4. 対策室の構成

県下11支部の対策室に担当者を置き、その中より責任者を選出する。

5. 責任者と担当者の任務

責任者は対策室に詰め本部並びに地方自治体との連絡に努める。担当者は有事の際、緊急出動が迅速にできるよう支部割当車両の整備を協会員と常に連絡を保ち、有事の際、緊急出動車両を指揮して出動する。

6. 責任者と担当者の任期

責任者並びに担当者の任期は2年とする。

但し、最初の年度の任期は通常総会までとする。

7. 対策費用

交付金事業より支出する。

(別紙3)

緊急輸送対策本部職員の配置および服務等に関する規程

(社) 神奈川県トラック協会

1. 目 的

この規程は対策本部に従事する職員の配置および服務等について、必要な事項を定めるものである。

2. 職員の配置

対策本部に配置される職員は原則として協会本部職員とし、その所属部署および任務は別に定める。

なお、状況により支部職員の応援を求めることができるものとする。

3. 職員の動員

(1) 平日の場合

平日に対策本部が設置された場合は、直ちに日常業務を中止し、その要員は定められた部署で責任をもって活動するものとする。

(2) 夜間、休日の場合

夜間、休日など執務時間外に緊急災害情報を受け、または災害が発生したときは、別に定める連絡表により招集するものとする。

招集を受けた時は自主的な判断により直ちに出勤するものとする。

4. 対策本部職員の服務

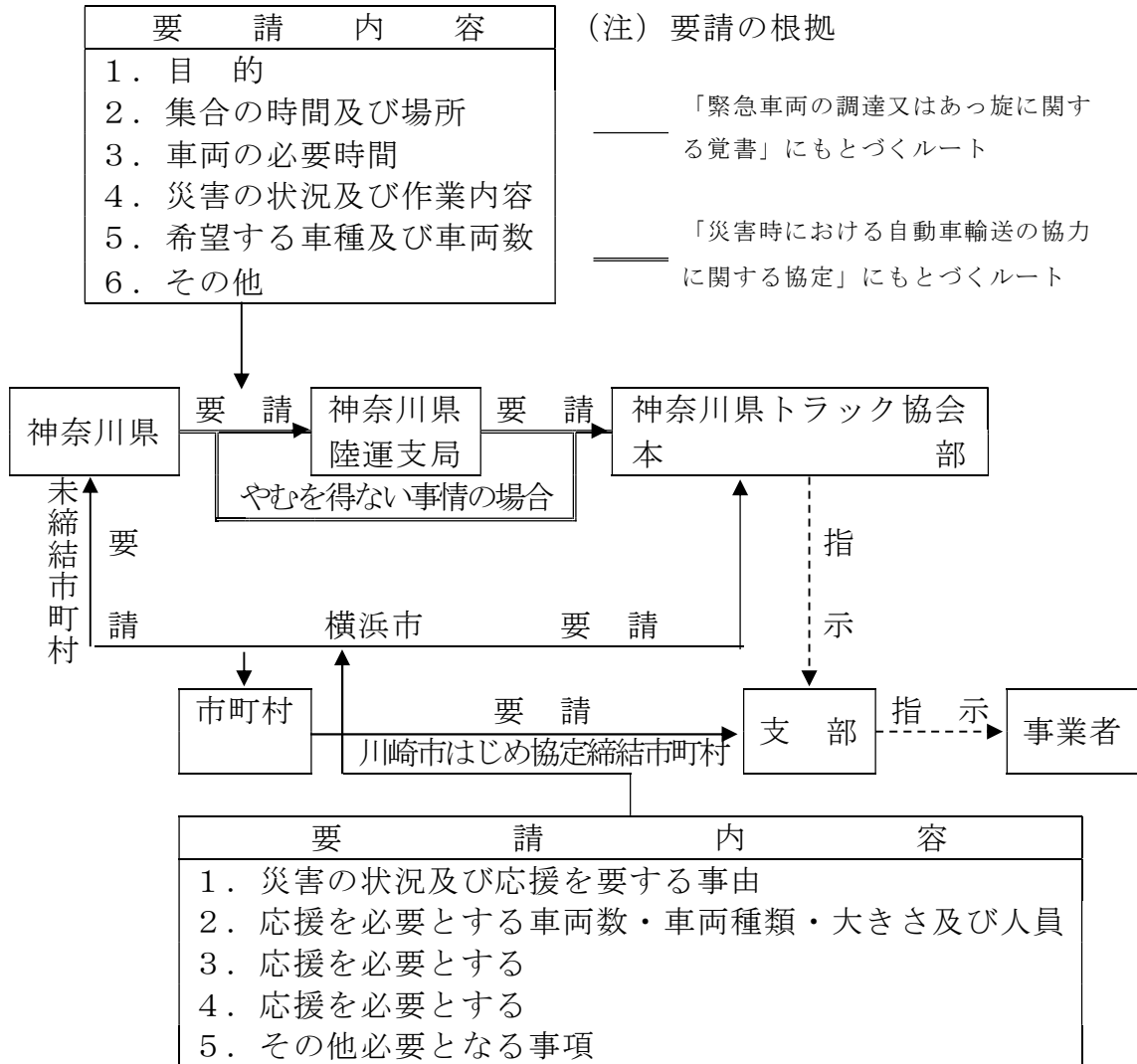
対策本部に編入された職員は、上司より特に指示命令がない場合でも、臨機に万全な処置を期さなければならない。

5. 準 用

地震災害警戒本部が設置された場合は、本規程を準用する。

(別紙 4)

出動要請のルート



(別紙5)

東海地震に係る警戒宣言が発令された場合の措置

(社) 神奈川県トラック協会

1. 対処の基本方針

神奈川県の東海地震に係る事前対策計画は「大規模地震対策特別措置法」にもとづき、地震災害に関する警戒宣言が発令されたときから、この警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間において、その大規模な地震に関し、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図るため、強化地域内においては地震防災応急対策を実施、又、強化地域外においても必要な事前対策を実施すると定めている。

当協会は地震発生による事業所の被害を最小限に食い止めるための応急措置を講じるとともに、やがて起るであろう緊急物資輸送の要請に即応出来るよう万全を期さなければならない。

2. 警戒本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という）を設置する。

警戒本部の開設期間は警戒宣言発令期間中とする。

3. 警戒本部の構成と組織

警戒本部の役員及び組織は緊急輸送対策本部に準ずるものとする。

4. 警戒本部の業務

警戒本部は次の応急対策を実施する。

- ① 関係行政庁、機関との情報連絡を緊密にする。
- ② 支部に指令を発し、地震災害の予防に万全を期すよう指示する。
- ③ その他必要な応急対策を実施する。

5. 警戒本部の引つぎ継続

警戒本部設置中に地震が発生した場合は、警戒本部は自動的に緊急輸送対策本部として引続き継続されるものとする。

6. 職員の動員

警戒宣言が平日の昼間に発令された場合は、直ちに日常業務を中止し、職員は警戒本部へ編入する。

また、警戒宣言が休日、夜間に発令された場合は、本部長は別に定める連絡表により職員の緊急動員を命ずるものとする。

7. 事業者の応急措置

事業者は発災に際し、被害を未然に防止するための応急措置を講じるものとする。

また、あらかじめ防災応急計画（社内基準）を定め、万全を期すものとする。

(別紙6)

各支部緊急出動車両数

災害の規模 車種 区分 支部名	第一級				第二級				第三級			
	大型	中型	小型	計	大型	中型	小型	計	大型	中型	小型	計
川崎	24	38	29	91	8	12	10	30	4	5	4	13
鶴見	10	12	6	28	3	4	2	9	1	2	1	4
横浜北	20	26	24	70	7	9	7	23	3	4	3	10
横浜中	10	13	8	31	3	5	2	10	1	2	1	4
横浜南	7	10	11	28	2	3	4	9	1	1	2	4
横須賀・三浦	2	3	4	9	1	1	1	3	1	1	1	3
湘南	5	7	5	17	1	2	2	5	1	1	1	3
平塚	3	4	3	10	1	1	1	3	1	1	1	3
秦野伊勢原	2	2	1	5	1	1	1	3	1	1	1	3
小田原	2	3	2	7	1	1	1	3	1	1	1	3
相模	11	15	10	36	4	5	3	12	1	2	1	4
合計	96	133	103	332	32	44	34	110	16	21	17	54

備考：車種区分は、大型8トン、中型4トン、小型2トンクラスとする。
 車両数は平成6年6月30日現在を基準に、「大型30%」「中型40%」
 「小型30%」の割合で算出した（除トレーラ）。

(注) 災害のランクと出動車両数

○第一級緊急発動

2県以上にわたる大規模な災害発生により、すべての地域活動機能が停止している状態及び首都圏等の経済的・政治的中心都市について相当の被害が発生した場合、又はそれ以上の規模にわたるもの。(保有車両の約0.6%)

○第二級緊急発動

第一級規模には及ばないが、地方自治圏単位規模の災害発生により地域活動がマヒ状態になったとき。(保有車両の約0.2%)

○第三級緊急発動

地域的集中的災害発生で地域活動の機能が停止した場合で、しかも他の地域に重大な影響を及ぼしている状態、及び第一級・第二級規模には及ばないが、緊急活動が必要と思われる状況。(保有車両の約0.1%)

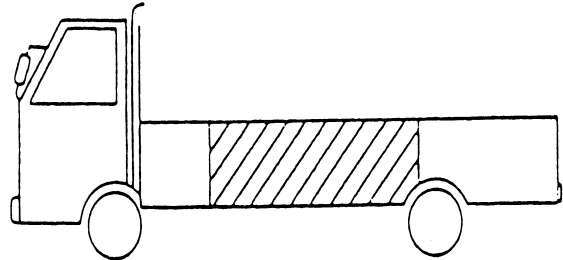
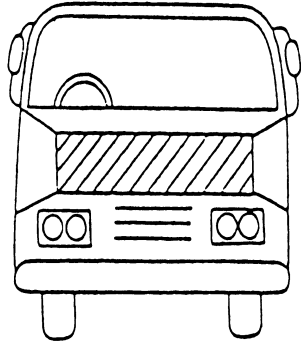
(別紙7)

緊急物資輸送隊の標示

車 両

正面及び後面

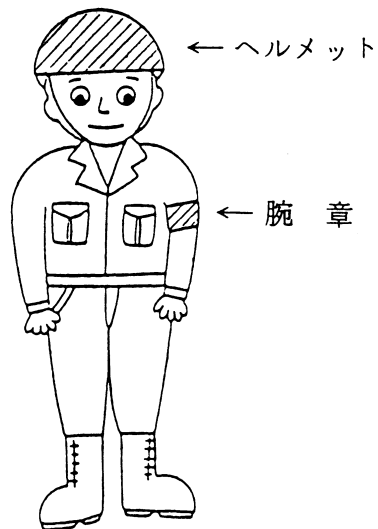
側面 (左右2ヶ所)



横幕の仕様

貼付位置		正面及び後面			側面	
文字		緊急物資輸送車 社団法人神奈川県トラック協会				
寸法 (cm)	タテ	大型	35	小型	35	40
	ヨコ		160		100	250
材質等		ビニール・レザー			ロープで固定する	

隊 員



腕章の表示

緊急輸送隊
(社) 神奈川県トラック協会

(注) 本部長、隊長等の役名入り表示は別に定める。

(別紙 8)

モデル地震防災応急計画

1. 計画の趣旨

この計画は、大規模な地震災害による被害の防止あるいは軽減を図るため、〇〇運輸会社の地震対策について定める。

2. 訓練計画

トラック協会、県並びに市町村の実施する地震防災訓練に積極的に参加するほか、独自の自主防災訓練を年1回以上実施する。

なお、訓練の細目については、次の事項に重点をおき、その都度定める。

- (1) 地震予知情報の収集および伝達
- (2) 防災組織の編成配備
- (3) 荷主への情報伝達
- (4) 防災施設、資機材の緊急点検
- (5) 負傷者の救護活動

3. 教育計画

従業員に対する教育は、予想される地震の規模および被害、警戒宣言の内容と性格および地震防災組織と各人の果すべき役割等について「別に定める教育計画」に基づき実施する。

4. 広報計画

警戒宣言が発令された場合の措置方法または運転中止基準について、その内容を文書に定め、これを営業所に掲示して、周知徹底を図る。

5. 防災資機材等の準備

警戒宣言の発令および東海地震の発生にそなえ、次のとおり必要な資機材を準備する。

- | | | |
|----------------|-------|--------|
| (1) 非常食料 | | 〇〇食分 |
| (2) 飲料水 | | 〇〇リットル |
| (3) テント | | 〇〇張 |
| (4) 毛布 | | 〇〇枚 |
| (5) 医薬品 | | |
| (6) 携帯用メガホン | | 〇〇個 |
| (7) 避難誘導用旗 | | 〇〇本 |
| (8) トランジスターラジオ | | 〇〇個 |
| (9) ヘルメット | | 〇〇個 |
| (10) | | |

6. 防災体制の確立

警戒宣言発令の情報を入手したときは、速やかに本社および営業所（支店）に「地震対策本部および支部」を設置する。

7. 職務分担

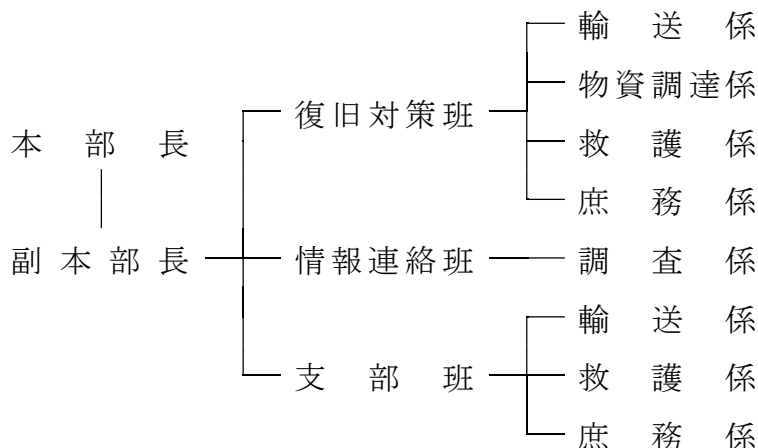
- (1) 地震対策本部長

本部長は〇〇とし、警戒宣言が発令された時は、〇〇室に地震対策本部を設置し統括する。

(2) 副本部長

副本部長は、××とし、本部長不在の時は、本部長の職務を代行する。

(3) 本部の業務を行うため、次の各班および各係をおき、担当職員およびこれらの職員が不在の場合の代理者は本部長があらかじめ指名する。



(4) 各班および各係の職務分担は別に定める。

(注) 個々具体的に定めること (別冊としてよい)

(例) 復旧対策班長は、被災状況を把握したうえ、対策を検討し副本部長に報告すること。また、係の職員に対し適切な指示をすること。

8. 非常召集

営業時間外に警戒宣言が発令された場合、本部長は、前記7-(3)の組織表により非常召集を行う。

9. 情報の収集及び伝達

警戒宣言発令中の情報収集および伝達は、前記7-(3)の組織表に基づき行う。

10. 運転中の乗務員の措置

(1) 運行車両の乗務員は、ラジオ・サイレン・半鐘および道路情報板等により情報収集に努め、その情報に応じて、冷静に行動すること。

また、やむをえず道路上に停車する時は、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止すること。

(2) 運転の中止にあたっては、措置方法または運行中止基準に基づき行うこと。

年 月 日

会社名
住所
代表者名

印

5 - 4 綾瀬市保有車両一覧

(令和5年4月1日現在)

(公共資産課)

共用車	17台
専用車 (各課配置)	51台
マイクロバス	1台
バイク	5台

(リサイクルプラザ)

塵芥収集車	19台
バキューム車	2台
軽スライドバン	1台
軽ダンプ車	2台

(道路管理課)

3tダンプ車	1台
2tダンプ車	1台
クレーン付4t車	1台
清掃車	1台
グレーダー	1台
パトロール車	1台
ショベルロ-ダ	1台
タイヤローラ	1台
軽トラック	1台

5-5 地震防災応急処置要領—神奈川中央交通(株)横浜営業所

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、大規模地震対策特別措置法に基づく、警戒宣言の発令から地震発生時における旅客の生命、身体および社有財産を保護し、被害の軽減を図るとともに旅客輸送の早期復旧を図ることを目的とする。

(社内諸規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するために必要な事項は、別に定めある場合のほか、本要領の定めるところによる。

第2章 災害予防計画

(各施設の整備)

第3条 災害発生時に備え、本社および各営業所は、日頃から施設の点検、整備に努める。

(防災用設備、用品の備蓄)

第4条 災害発生時に備え、本社および各営業所は、次に掲げるものを備蓄しなければならない。

- (1) 非常用信号用具（赤旗、発煙筒、懐中電灯等）
- (2) 非常用電池（自動車用バッテリー）
- (3) 救急用医薬品
- (4) 飲料水
- (5) 非常用食料品
- (6) 自転車
- (7) ラジオ
- (8) 消火器

(備蓄物資管理)

第5条 本社および各営業所は、防災に関する資材、機器、非常食等物資については、適切な管理をもって保管、点検を行う。

(防災教育および訓練)

第6条 防災教育および訓練は、次により行うものとする。

- (1) 防災に関する講演、映画、研究会等への参加
- (2) 地域社会での地震防災訓練への参加

(3) 県、市、町、村の地震防災要綱等で示されている危険箇所、避難場所、避難道路および緊急指定道路ならびに指定道路の交通規制内容等の周知徹底

(防災関係機関の指定および連絡網の整備)

第7条 災害の未然防止および災害時の早期復旧を図るため、あらかじめ各行政機関等の拠点、連絡先および連絡体制を確立しておく。

(地域防災避難指定場所の確認等)

第8条 各営業所は、地域の広域避難指定場所をあらかじめ把握しておくとともに、設備内容、収容規模等についても確認しておく。

(災害危険予防措置)

第9条 災害発生時に備え、車両を離れる場合および運行路線にかかわる危険箇所ならびに避難場所について、従業員に周知徹底しておく。

第3章 判定会招集時の対応措置

(判定会招集時の対応)

第10条 取締役社長は、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）招集の情報を得た場合、緊急対策本部および緊急対策支部の設置準備を行う。

(従業員の動員体制)

第11条 判定会招集の情報を得た場合、取締役社長は、別紙連絡網のとおり、関係従業員に対し非常召集を行う。また全従業員は、判定会招集の情報を知ったときは、あらかじめ指定した対策本部または対策支部に出勤する。

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

(基本計画)

第12条 警戒宣言発令時における混乱防止および発災時において被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは、交通機関の責務である。

かつ、多数の人員を輸送する機関として、直接人命に係る被害が発生する恐れがあるための確な応急処置を講ずることも重要な課題である。

(緊急対策本部および緊急対策支部の設置)

第13条 取締役社長は、大震法の規定に基づき、大地震防災対策組織が設置されたとき、直ちに緊急対策本部（以下「対策本部」という。）を本社に、緊急対策支部（以下「対策支部」という。）を各営業所に設置する。

(対策本部および対策支部の組織)

第14条 対策本部長（以下「本部長」という。）は、取締役社長とし、対策本部および対策支部を組織し、これを統括する。

対策副本部長は、専務取締役および常務取締役とし、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

対策支部長（以下「支部長」という。）は、各営業所長とする。

(対策本部および対策支部の任務)

第15条 本部長は、情報の収集を行うとともに、関係機関および対策支部との連絡を密にし、必要な指示、調整を行い、応急対策の円滑な推進を図る。

支部長は、情報の収集および対策本部との密接な連絡を行い、応急対策の的確迅速な実施に努める。

(対策本部および対策支部の運営)

第16条 対策本部および対策支部は、警戒宣言が発令された場合、直ちに相模中央交通もしくは神奈中ハイヤーから車両（ハイヤー）を借り受け、連絡体制を整える。

(警戒宣言が発せられた場合の緊急措置)

第17条 警戒宣言が発せられ、地震発生までに時間的余裕がある場合は、被害を最小限にとどめるため、次の措置をとらなければならない。

- (1) 電話、ラジオ、および神奈中ハイヤーの無線等による正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- (2) 火災を防止するため電源および火気の遮断
- (3) 防災体制確立のための要員確保（本社および各営業所）
- (4) 防火用設備、用品の点検
- (5) 現金、有価証券、および重要文書の金庫または耐火ロッカーへの格納
- (6) 営業用車両の運行中止時期および方法の決定
- (7) 運行を中止した車両の分散配置
- (8) 地域自治体への協力および応援要請

2 運転士は、運行中に警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに営業所に連絡し、その指示に従わなければならない。

(火気等危険物の警戒体制)

第18条 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合、火気等危険物の取り扱い、次のとおりとし、従業員に周知徹底を図る。

(1) 各職場においては、直ちに火気の使用を禁止する。強化地域外において、やむを得ず火気使用の必要が生じた場合は、類焼する恐れのない個所を選び監視を十分にいき、初期消火できる態勢を整える。

(2) プロパンガス、酸素、アセチレンガスおよび油脂類を使用する個所では、転倒防止を行い元栓を閉めるなどして火災予防措置に万全を期する。

(緊急対策組織)

第19条 警戒宣言が発令されたときから災害復旧が完了するまでの防災組織は、別表1のとおりとし、組織を構成する担当者は、それぞれの職責を熟知していなければならない。

(広報活動)

第20条 旅客およびターミナル等の滞留旅客に対し、警戒宣言が発令されたことを速やかに周知徹底するものとする。

この場合、その内容および車両の運行措置等について、次の文を参考にして、その時の状況に応じた放送、掲示等を次により行き、混乱防止に努めること。

(1) 強化地域内の放送、掲示用

「大規模地震に関する“警戒宣言”が発令されました。バスの運行は中止いたしますので、ご了承ください。」

(2) 強化地域外のバス車両および停留所用

「大規模地震に関する“警戒宣言”が発令されました。バスの運行は、状況により減速走行、運行回数の調整または運行を中止することがありますので、ご了承ください。」

(情報の収集活動)

第21条 対策本部および対策支部は、警戒宣言が発令された場合、防災関係機関（市町村道路管理者、警察署、消防署、緊急連絡所等）と連絡をとり、道路状況等についての情報を収集し、相互に連絡を密にする。

(乗務員の措置)

第22条 警戒宣言が発令された場合、旅客の避難誘導にあつては、次の点に留意しなければならない。

(1) 旅客の避難誘導は、沈着冷静に行い、安全で機敏な行動をとるよう努める。

- (2) 緊急車、ヘリコプター、サイレン、半鐘、道路標識または警察官、消防署員等から警戒宣言発令に関する情報を入手したときは、その地震情報および交通情報に応じて行動し、道路左側の安全な場所に停車し、エンジンを止め、乗客に対し、情報を案内し混乱の防止に努める。
- (3) 旅客の避難場所は、原則として定められた最寄りの場所とする。
- (4) 指定場所への避難が危険あるいは不可能と判断されるときは、最寄りの安全と思われる場所を指示する。
- (5) 誘導は、老人、幼児、婦人等を優先して行う。
- (6) 夜間にあつては、車内備付けの非常用信号灯を携行する。
- (7) 現場で警察官あるいは消防署員等の指示あるときは、それに従い行動する。

(車両の運行)

第23条 乗務員は、運行中に警戒宣言が発令されたことを知ったときは、次の措置をとらなければならない。

- (1) 強化地域内においては、運行を中止する。
- (2) 強化地域外においては、防災関係諸機関と密接な連携により地域に応じた可能な限りの運行を行う。
- (3) 車両運転の速度は、一般道路で毎時20km以下、高速道路で40km以下の低速運転を行い、警察官、消防署員等の指示に従い、安全運行に努める。
- (4) 減速走行および交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行回数調整の措置をとる。
- (5) 危険個所を通過する路線については、運行の中止、途中折り返し、迂回等事故防止のための適切な措置をとる。

(社有財産の保全)

第24条 乗務員は、車両、運賃箱、回数券、車検証等重要物品の保全に万全を期さなければならない。

第5章 地震および災害発生時の措置

(異常事態発生の場合の措置)

第25条 車両の運行について、次のような事態が発生したときは、速やかに運行を中止し、安全の確保に努める。ただし、その事由が解消したときは、運行管理者の指示により運行を再開する。

- (1) バスターミナル等で旅客が集中し、混乱状態となったとき。

- (2) 警備等の手薄により、旅客を制止できず危険な状態となったとき。
- (3) 道路交通の混乱により、運行不可能状況となったとき。

(運行中止の措置)

第26条 運転士は、地震を感知した場合、直ちに運行を中止し道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、車内容に対し冷静な行動を呼びかける。

2 運行中に警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに営業所に連絡し、その指示に従わなければならない。

(停車)

第27条 停車する場合、次のような場所は極力避けること。また、やむを得ず車内容を乗せたまま近くに移動するときは、その旨を乗客に告げなければならない。

- (1) ガソリンスタンド
- (2) 高圧ガス貯蔵所
- (3) 有害ガスの発生しやすい場所
- (4) 崩れやすい建物付近
- (5) 電柱、塀の脇
- (6) 高圧線の真下
- (7) 交差点、トンネル、橋の上または下、急坂
- (8) 歩道橋の下
- (9) 土砂崩れの恐れのある場所
- (10) 崖崩れの恐れのある場所
- (11) 路肩に危険性のある場所
- (12) 冠水あるいは高潮の危険のある場所
- (13) 消火栓の直前、その他危険と思われる場所

(高速道路運行中に地震が発生した場合の措置)

第28条 車両は、速やかに運行を中止し、安全の確保に努める。ただし、その事由が解消したときは、運行管理者の指示により運行を再開する。

- (1) 高速道路上の照明が消えたり、走行中のトラックから落下物等が考えられるので障害物を発見した場合は、障害物の手前で停止するか、左右に進路を変更して徐行通過する等、事故防止のための適切な措置をとる。
- (2) 停車する場合、できるだけ安全な場所を選定し、橋の上、トンネル等危険な場所は極力避け、走行車線上の左側に停車し、エンジンを停止してサイドブレーキを掛けること。

(3) 停車後、直ちにラジオ、テレビ等のスイッチを入れて、情報を入手すると同時に乗客の安全を確認する。また、乗客に情報を案内し、混乱の防止に努める。

なお、営業所に対して、バス備付けの車内電話で地震発生と乗客、乗務員の安否および車両の状況を報告する。

(4) 乗務員は、バス備付けの車内電話を原則として緊急用に使用する旨を乗客に伝え、了解を得る。また、通信混乱等により車内電話も使用不能になる場合もあるので、速やかに営業所と連絡をとる。

(5) 地震沈静後は、速やかに高速道路から一般道へ降りることを原則として、2人乗務の場合、必要に応じて1名は車内に残り、1名は車外の道路状況等周囲の安全を確認してから行動する。

(6) 運行をする場合、危険と思われる個所では、乗客を下車させて安全な場所まで避難・誘導して車両を空車にする等、安全運行に努める。

(7) 迂回運行する場合、できるだけトンネル、橋等の多い山麓道路を避け、一般道を利用する。

(8) 運行途中においては、火災や家屋の崩壊等が考えられるので、付近住民から安全な迂回路の情報を収集する。

(人命の保護および救済)

第29条 旅客等に死傷者のあるときは、救急を最優先とし医療機関、警察署、消防署への通報、運搬、依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所、氏名、年令等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。

(対策本部および対策支部の措置)

第30条

(1) 関係機関（道路管理者、警察署、消防署、緊急連絡所等）と連絡を密にし、対策本部および対策支部は、道路の損壊状況等の情報収集に努める。

(2) 相模中央交通または神奈中ハイヤーの無線等を使用し、運行状況の情報収集に努めるとともに運行の可否の判断を行う。

(3) 対策本部は、県災害本部に連絡、各対策支部管内の一般石油スタンド、地下貯蔵所等の異常の有無を確認、異常が発生している個所の路線については、迂回運行および途中折り返し運転等路線設定を講ずるよう対策支部に指示する。

(4) 対策本部は、燃料貯蔵所の損壊または道路の損壊等により、燃料輸送が不可能な場合には、営業所の燃料貯蔵残高の報告を受け、各路線の運行可能、不可能の判断をし、運行回数を調整し、輸送確保に努めるよう対策支部に連絡するとともに路線調査の指示をする。

(5) 橋梁、踏切、トンネル等の損壊は、長期にわたるので対策本部は、迂回運行および途中折り返し運転等、速やかに路線設定を講ずるよう対策支部に指示する。

(被害状況の把握)

第31条 対策支部は、被害状況について次に掲げるものを把握しなければならない。

(1) 従業員およびその家族等ならびに諸施設の被害状況を調査し、対策本部にその状況を報告する。なお、対策本部は、諸施設の被害状況によって施設班を差し向ける等の措置をとる。

(2) 勤務中における所属従業員の家族の安否等について、至近距離居住者から（30分以内の者）2時間交代位で従業員自身に家庭の様子を確認に行かせ、異常なき場合は、対策支部に戻り勤務体制につかせる。

(3) 従業員の家族に不測の事態が発生または家族の安否が不明等により従業員から帰宅の申し出があった場合は帰宅させる。

(災害の復旧および正常な運行の回復)

第32条 公共輸送機関としての社会的使命を自覚し、全従業員は、災害の復旧、正常な運行の回復を達成するため最善の努力をしなければならない。

2 前項の目的を達成するための具体的行動は、緊急対策本部長の命によるものとする。

第33条 この要領による勤務の取り扱いは、別途定める。

(解散)

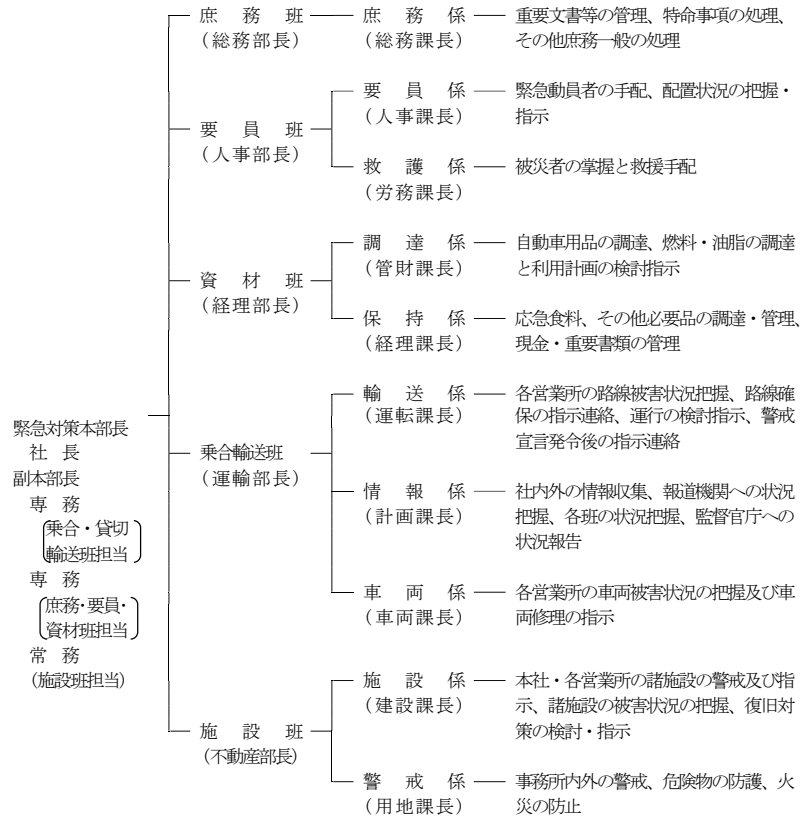
第34条 本部長は、次に掲げる事項の場合、対策本部および対策支部を解散する。

1 大震法第9条第3項に基づき、「警戒解除宣言」が発令されたとき。

2 地震が沈静化し、危険な状態を脱したと認めたとき。

別表 1 の 1

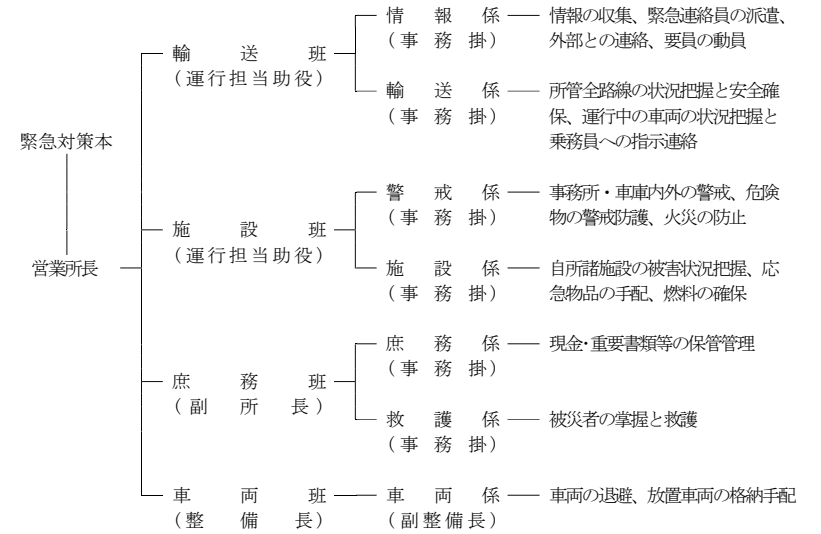
大規模地震緊急対策本部組織表



資料 5-5-5

別表 1 の 2

大規模地震緊急対策支部組織表



5-6 防災規則—相鉄バス線

○ 防 災 規 則

制 定 平 13. 12. 1

改 定 平 24. 5. 1

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、運行に重大な影響を及ぼす暴風雨、降積雪及び地震等の天災（以下「自然災害」という。）並びに爆発及び有害ガス等による事故（以下「事故」という。）（以下「自然災害」及び「事故」を総称して「災害」という。）が発生若しくは発生が予想される場合の措置を定めることにより、被害の未然防止、軽減及び運行の早期復旧を図ること並びに旅客及び社員の安全を確保することを目的とする。

(規則の適用)

第 2 条 前条の目的を達成するため、防災に関する必要な事項は、別に定めがある場合を除き、この規則によるものとする。

(社員の責務)

第 3 条 社員は、災害が発生した場合には、すすんでその復旧業務に参加するとともに、災害対策本部の指示を受けなければならない。また、本人及び家族の安否について速やかに所属部門に連絡しなければならない。

2 社員は、平素から災害に関する諸規則に習熟しなければならない。

第 2 章 全社共通の防災対策

(情報収集)

第 4 条 社員は、報道機関からの情報収集及び気象情報、道路情報その他災害情報には、常に留意し、災害の発生又は発生が予想されるときは、第 5 条に定める災害連絡系統図により連絡する。

(災害連絡系統図)

第 5 条 災害の発生又は発生が予想される場合の連絡は、別紙 1 に定める災害連絡系統図により、速やかにこれを上長に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、同時に社長に連絡できるものとする。

(災害発生時の社員の緊急連絡体制)

第 6 条 災害発生時における社員に対する連絡体制は、別に定める「緊急連絡網」を通じて行うこととする。

(社員の安否)

第 7 条 就業外における安否確認は、前条の「緊急連絡網」により自ら行うものとする。

(災害発生時の社員の行動)

第 8 条 社員は、災害が発生した場合には、上長の指揮に従い行動しなければならない。

第 3 章 防災対策

第 1 節 情報収集等

(情報収集の義務)

第 9 条 社員は、常に気象情報及び地震情報等のその他災害情報に留意し、業務に精励しなければならない。

(巡回の義務)

第 10 条 営業所長は、平素から所属員を指揮し、管轄する路線又は管理施設を巡回し、危険箇所の把握及び危険物等の発見に努めなければならない。

(妨害予告)

第 11 条 爆破等の妨害予告を受けた者は、第 5 条の定めに従い、報告するとともに、報告を受けた営業所長は、その旨、最寄りの警察署に連絡して、以後の対応の指示を受けなければならない。

第 2 節 警戒体制

(警戒体制の種類と発令者)

第 12 条 警戒体制の発令は、前節の情報収集等の結果、災害の発生が予想される場合に発令する。

2 警戒体制は、災害の種類又は災害によって引き起こされる被害の予想規模に応じて発令され、その区分及び発令者の別は、次表のとおりとする。尚、詳細については、別紙 2 のとおりとする。

区 分	発令者	備 考
特別警戒体制	社 長	ただし、社長が不在の場合は、役付取締役がこれを代行する。
第1種警戒体制	常務取締役	ただし、常務取締役が不在の場合は、運輸部部长がこれを代行する。
第2種警戒体制	同 上	同 上
第3種警戒体制	同 上	同 上

3 前項の警戒体制の他、必要に応じ、各営業所において営業所長の発令により、独自に営業所警戒体制を敷くことができる。また、その場合、速やかに常務取締役に報告しなければならない。

(警戒体制の単位)

第13条 警戒体制の単位は、次のとおりとする。

- (1) 本社
- (2) 営業所

(非常呼集)

第14条 常務取締役は、第12条第2項の警戒体制の発令に伴い、非常呼集することができる。

- 2 営業所長は、第12条第3項の警戒体制の発令に伴い、非常呼集することができる。
- 3 第1項及び第2項の非常呼集の詳細は、別紙3に定める。

第3節 発令中

(指 令 者)

第15条 警戒体制中の指令は、原則として、第12条第2項の警戒体制の発令者が行う。ただし、緊急を要する場合で、指令を受けることが困難な場合は、臨機の処置を取ることができる。その場合、事後速やかに本来の指令者に報告しなければならない。

(警戒方法)

第16条 営業所長は、警戒体制中、所管する施設等の巡回を強化し、災害が予想される場合には、要員を配置する等臨機の対策を実施し、被害の軽減に努めなければならない。

(発令中の運行)

第17条 班長運転士、副班長運転士及び運転士（以下「運転士等」という。）は、警戒体制中の運行にあたり、道路状況、施設状況その他運行状況に十分留意し、異常がある場合には、速やかに運行管理者に連絡するとともに、運行の安全が確保できないと判断されるときは、一時運行を中止しなければならない。

(発令中の情報収集)

第18条 警戒体制中の情報収集は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報及び地震情報については、運輸部運輸担当係長（運転係）が横浜気象台から情報収集する。尚、運輸部運輸担当係長（運転係）が情報収集できない場合は、綾瀬営業所運行管理者が代行してこれを行い、事後速やかに運輸部運輸担当係長（運転係）に報告しなければならない。
- (2) その他の情報については、各人がそれぞれ情報の把握に努め、必要があると認められる場合には、正確にこれを報告しなければならない。

(指令、情報及び報告事項の伝達方法)

第19条 警戒体制中の指令、情報及び報告事項の伝達は、災害連絡系統図（別紙1）を用いて行う。

(指令、情報及び報告事項の記録)

第20条 運輸部運輸担当係長（運転係）は、前条の指令、情報及び報告事項の伝達があった場合には、その都度記録しなければならない。

第4節 発令解除

(発令解除)

第21条 警戒体制の解除の指令は、災害の発生の恐れがなくなった場合に、原則として第12条で警戒体制を発令した者が行う。

- 2 非常呼集があった場合には、前項の解除に伴い、同時にこれも解けるものとする。

第5節 災害の発生

(運輸部部长の対応)

第22条 運輸部部长は、災害発生の報告を受けたときは、直ちに災害連絡系統図（別紙1）により報告するとともに、被害の程度を確認し、社長に災害対策本部の設置をするか否かの上申をしなければならない。

(営業所長の対応)

第23条 営業所長は、災害発生の報告を受けた場合には、必要に応じて警察署及び消防署等関係箇所へ連絡するとともに、直ちに現場へ要員を派遣する等の措置を取らなければならない。尚、その場合、二次災害の発生には十分留意しなければならない。

(災害現場での対応)

第24条 前条により災害現場へ派遣された者は、次の事項を行わなければならない。

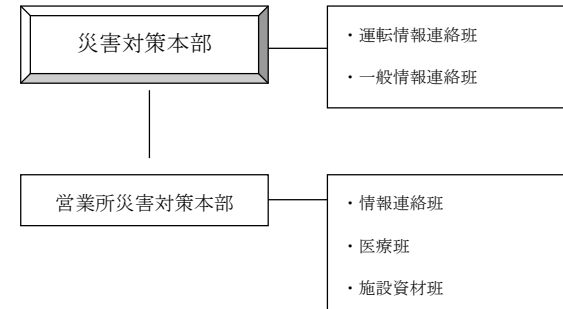
- (1) 旅客の安全確保並びに負傷者の救護（むやみやたらな応急処置は禁ずる）
 - (2) 車両の運行中止及び安全な場所への避難
 - (3) 旅客への案内
- 2 妨害による事故が発生した場合、犯人検挙に協力するとともに、縄張り・監視等の方法により事故現場の保存に努めなければならない。
- 3 有毒ガス等が発生している場合、みだりに現場には立ち入らず、次の事項を行わなければならない。
- (1) 旅客の避難誘導
 - (2) 現場への立ち入り禁止措置

第4章 災害対策本部**(災害対策本部の設置)**

第25条 社長は、災害により当社営業区域内で当社に關係する甚大な被害が発生したときに、本社内に災害対策本部を設置する。被害等により本社内に設置できないときは、あらかじめ定めた別の場所に設置するものとする。

(組 織)

第26条 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

**(災害対策本部)**

第27条 災害対策本部の構成及び任務は、次表のとおりとする。

	役 職	任 務
災害対策本部長 (以下「本部長」という。)	社 長	・災害応急措置に関する総括指揮 ・災害復旧に関する基本方針の決定 ・災害対策本部員の指揮監督
災害対策副本部長 (以下「副本部長」という。)	常務取締役	・本部長の補佐
統 括 責 任 者 (以下「責任者」という。)	運輸部部长 総務部部长	・各班の任務の統括 ・本部長への上申並びに指示命令の伝達及び本社と営業所間の調整
運転情報連絡班長	運輸部運輸担当係長 (運転係)	・運行に関する情報の収集及び連絡 ・警察署及び消防署への連絡 ・気象台からの情報収集
一般情報連絡班長	運輸部計画担当係長 (申請・施設係) 運輸部運輸担当係長 (渉外係)	・運輸局、陸運支局、バス協会等への連絡 ・保険会社への連絡
医 療 班 長	運輸部営業担当係長 (営業係) (教育係)	・医療機関との連絡調整及び緊急医薬品の調達
施 設 資 材 班 長	運輸部計画担当係長 (審査係) 運輸部運輸担当係長 (整備係)	・災害復旧用の重機等社外機動力の要請 ・災害復旧用の資機材の調達及び運用 ・災害復旧要員の飲料水、食料、生活用品等の調達及び配付
応 援 班 長	総 務 部 係 長	・被害の諸状況に応じた各作業の支援

2 災害対策本部の下部組織として、営業所に営業所災害対策本部を設置することとし、その構成及び任務は、次表のとおりとする。

	役 職 等	任 務
統 括 責 任 者	営 業 所 長	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者、整備管理者等所属員を統括し、運行確保と災害の復旧に努める ・応援要員の確保と各班の任務の統括 ・車両の分散及び退避の指示 ・異常時ダイヤの設定及び指示 ・バスによる代替輸送の指示 ・災害、運行、道路、気象状況等の把握 ・旅客への対応
情 報 連 絡 班 長	運 行 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び連絡並びに一般被害情報の収集及び連絡
医 療 班 長	業 務 係 主 任 (運行担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者数、負傷の程度等の情報収集及び連絡 ・医薬品の調達
施 設 資 材 班 長	整 備 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握並び路線その施設状況の把握 ・運行確保のための作業及び復旧作業の実施
渉 外 班 長	業 務 係 主 任 (営業担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客に対する情報の伝達その他広報活動 ・旅客の救護活動
応 援 班 長	指 導 運 転 士	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の諸状況に応じた各作業の支援

3 班長は、各班毎に業務係主任1名を副班長に指名し、各班の指揮の補佐に当たらせることができる。

(災害対策本部内の指令、情報及び報告事項の伝達方法)

第28条 災害対策本部設置中の指令、情報及び報告事項の伝達は、災害連絡系統図(別紙1)を用いて行う。

(被害の報告)

第29条 災害対策本部員は、被害状況及び応急措置について災害連絡系統図(別紙1)を用いて次の事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 旅客情報
- (2) 人身災害情報
- (3) 施設毎の設備被害状況
- (4) 復旧資機材及び社外からの応援状況
- (5) 復旧体制の現況及び従業員への応援体制
- (6) 現在の運転(営業)状態
- (7) その他災害に関する事項

(災害対策本部の解散)

第30条 本部長は、災害復旧に関する必要な措置を完了したと判断したときは、災害対策本部を解散する。

第5章 東海地震対策

(警戒宣言)

第31条 社長は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合は、災害対策本部を設置し、特段の留意を図り対応するものとする。

(警戒体制)

第32条 前条の警戒宣言が発令されたときは、災害対策本部は速やかに災害未然防止措置を講じる警戒体制をとらなければならない。

(情報の連結)

第33条 警戒宣言等の情報連絡は、災害連絡系統図(別紙1)によるものとする。

(警戒宣言発令時の運行)

第34条 乗務中の運転士等は、速やかに運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停車し、旅客の安全確保を図らなければならない。

2 前項により運行を中止したときの運行再開は、警戒宣言が解除されたことにより、会社の警戒体制が解除されたときとする。

(警戒体制の解除及び災害対策本部の解散)

第35条 警戒宣言が解除されたときは、警戒体制を解除し、災害対策本部を解散する。

第6章 防災予防対策

第1節 予防対策

(非常食料及び防災用具)

第36条 災害発生時に備える別紙4の非常食料及び防災用具は、運輸部が本社及び営業所に配付し、非常食料については定期的に交換する。

2 運輸部部長は、前項の非常食料及び防災用具を非常時に滞りなく使用できるように管理しなければならない。

(教育)

第37条 運輸部部長は、平素から防災会議等を活用し、社員に防災に関する知識・技能の向上を図るための教育をしなければならない。

(訓 練)

第 38 条 運輸部部長は、年 1 回以上の防災訓練を実施しなければならない。

- 2 所長は、地方公共団体等が実施する防災教育、訓練等に積極的に社員を参加させ、災害に関する知識・技能の向上を図らなければならない。

第 2 節 防災会議**(防災会議)**

第 39 条 第 1 条の目的を達成するため、防災会議（以下「会議」という。）を設置し、年 1 回以上開催することとする。

- 2 会議の構成は、社長、常務取締役、運輸部部長、運輸部運輸担当係長（運転係）及び営業所長とする。

- 3 会議の議長は社長、副議長は常務取締役とする。

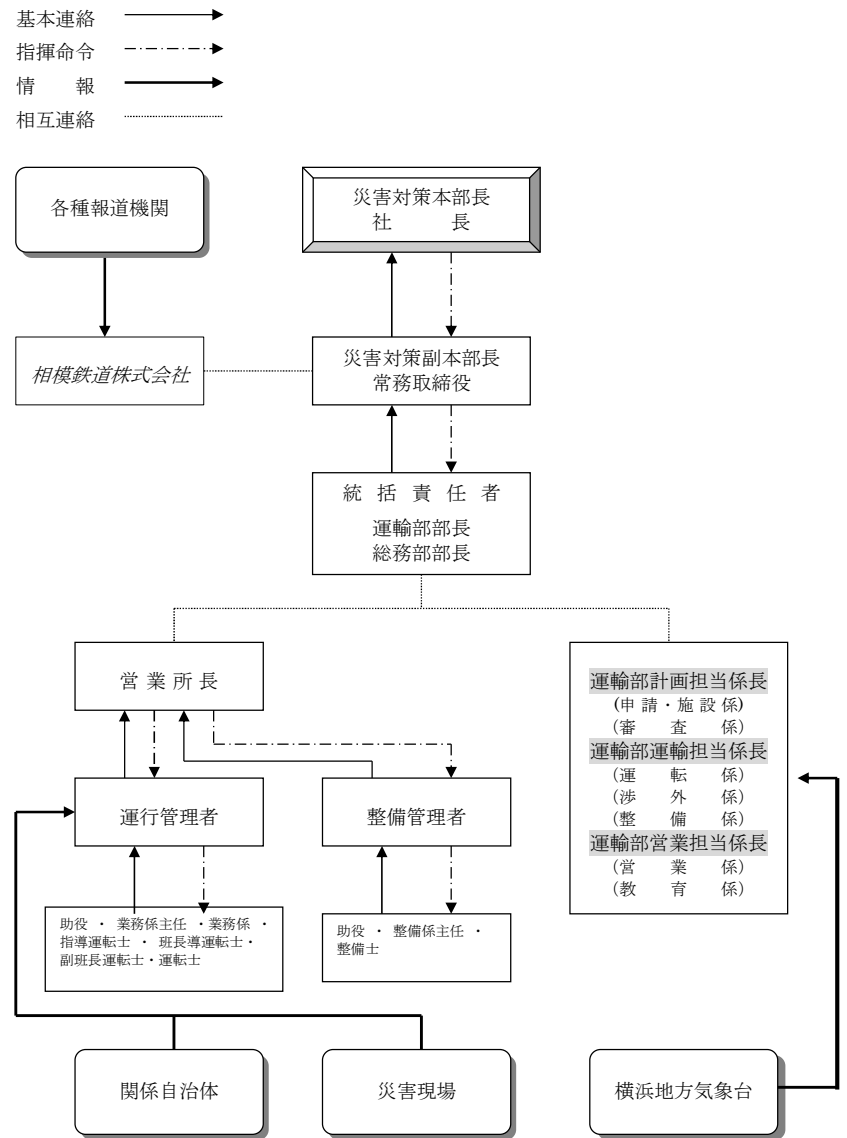
(付議事項)

第 40 条 会議の付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害予防に関する基本事項及び基本計画
- (2) 災害発生時における応急対策に関する基本事項及び基本方針
- (3) その他防災上必要な事項

付 則

- 1 この規則は、平成 13 年 12 月 1 日から制定実施する。
- 2 この規則は、平成 15 年 7 月 1 日から改定実施する。

別紙 1**災害連絡系統図**

別紙2

警戒体制

種類	風 雨	雪	地 震	その他
特 別	激甚災害が予想されるとき。			
第 1 種	1. 連続（5時間）雨量200ミリに達し、且つ降り続くことが予想されるとき。 2. 1時間内の雨量が30ミリを超え、且つ大雨が降り続くことが予想されるとき。 3. 風速が20～25メートル以上が予想されるとき。 4. 台風の進路にあたり、大雨が降り続くことが予想されるとき。	積雪が150ミリを超え、且つ降り続くことが予想されるとき。	地震により、バス運行等に影響を生じる恐れがあり、警戒が必要と認められるとき。	その他の天災地変及び火災、爆発等が発生する恐れがあり、警戒が必要と認められるとき。
第 2 種	1. 連続（5時間）雨量150ミリに達し、且つ降り続くことが予想されるとき。 2. 1時間内の雨量が25ミリを超え、且つ大雨が降り続くことが予想されるとき。 3. 風速が15～20メートル以上が予想されるとき。 4. 台風の進路にあたり、大雨が降り続くことが予想されるとき。	積雪が100ミリを超え、且つ降り続くことが予想されるとき。		
第 3 種	1. 連続（5時間）雨量100ミリに達し、且つ降り続くことが予想されるとき。 2. 1時間内の雨量が20ミリを超え、且つ大雨が降り続くことが予想されるとき。 3. 風速が15メートル以上が予想されるとき。 4. 台風の進路にあたり、大雨が降り続くことが予想されるとき。	積雪が50ミリを超え、且つ降り続くことが予想されるとき。		

別紙3

非常呼集

区 分	本社員	現業員	
		事務所・整備	乗務員
特別呼集 (特別警戒体制時)	常務取締役 以下全員	全 員	必要人員
第1呼集 (第1種警戒体制時)	常務取締役 以下全員	全 員	必要人員
第2呼集 (第2種警戒体制時)	係長以上全員 及び特に命ぜられた者	全 員	必要人員
第3呼集 (第3種警戒体制時)	運輸部部长、総務部部长 及び特に命ぜられた者	全 員	必要人員
営業所呼集 (営業所警戒体制)	—	必要人員	必要人員

別紙4

非常食料及び防災用具リスト

非常食料(3日分)	防災用具
①アルファ米(2袋)	①防煙マスク ⑥紙皿(10枚入り)
②チーズクラッカー(1缶)	②固形燃料 ⑦スプーン
③カンパン(1缶)	③軍手 ⑧フォーク
④ミネラルウォーター(2本)	④麻ひも ⑨カンキリ
⑤缶詰(10缶)	⑤マッチ ⑩ポケットティッシュ

6 消 防

6-1 綾瀬市火災警報規則

昭和59年10月22日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報(以下「火災警報」という。)の発令及び解除について、必要な事項を定めるものとする。

(火災警報の発令及び解除)

第2条 火災警報は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令し、該当しなくなつた場合に解除する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象状況により発令しないことができる。

- (1) 実効湿度55パーセント以下であつて相対湿度が35パーセントを下り、最大風速7メートルを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められるとき。

(火災警報の伝達)

第3条 火災警報の発令及び解除の伝達は、防災行政用無線及び消防車両により行うものとする。

(昭63規則26・一部改正)

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則(昭和63年10月20日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

6-2 神奈川県下消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄消防組合、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行うもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行うもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは全各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行うもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行う場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は、昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書26通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附 則

この協定の第2条第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
(昭和56年8月25日締結)

附 則

この協定は平成2年7月1日から施行する。
(平成2年6月19日締結)

附 則

この協定は平成12年4月1日から施行する。
(平成12年4月13日締結)

附 則

この協定は平成16年8月20日から施行する。
(平成17年1月11日締結)

附 則

この協定は平成18年3月20日から施行する。
(平成18年3月20日締結)

附 則

この協定は平成18年8月18日から施行する。
(平成19年8月18日締結)

附 則

この協定は平成 25 年 4 月 1 9 日から施行する。

(平成 25 年 4 月 19 日締結)

6-3 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地在市町が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人名救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）
- (4) 救急出場
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

6 航空機特別応援の要請手続

(1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。

- ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容
- イ 応援活動に必要な資機材等

- ウ 離発着可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
- オ 離発着場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法
- コ その他必要な事項

(2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。

(3) 要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

7 航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

8 航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。

9 航空機特別応援の始期及び終期

(1) 航空機特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特別応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。

(3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。

10 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等

(1) 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。

11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等

(1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）

イ 燃料の補給体制

ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法

エ 離発着場への職員の派遣

オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置

カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制

キ その他必要と認める事項

(3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

13 航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町が負担するものとする。

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。

(3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

(1) 人の死傷に伴う事故

(2) 航空機の重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この要領は、昭和57年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

別表1

航空特別応援担当区域

応援側市町	担当区域（市町）
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、足柄消防組合、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

別表2

応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	指令課	045-322-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

様式1

航空機特別応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 要請者職・氏名	消防本部 消防長
② 要請日時	年 月 日 時 分
③ 災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
④ ----- 災害の概要	
応援の種別	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援
⑤ ----- 活動拠点	①定置場 ②離発着場
⑥ 応援の(具体的)内容	
⑦ 必要資機材	

⑧ 離発着可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑨ 給油体制	給油の可否	可 ・ 否
	給油方法	
	体制作りの所要時間	
⑩ 現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑪ 離発着場における資機材の 準備状況		
⑫ 他機関の航空機及びヘリの 活動状況		
⑬ 他消防本部に対する応援へ り 要請状況		
⑭ 気象の状況	天候	風向 風力 m/s 視界 m
⑮ 誘導方法		
要請側消防本部連絡先		
その他		

離発着場位置図(1/)	離発着場位置図(1/)
1/50,000	1/10,000
離発着場見取図(恒風方向を矢印のこと)	
1/3,000	

応援側市町の保有するヘリの性能

消防本部名					
機 種					
機 名					
機 体	製造会社名				
	型 式				
	全 長 (m)				
	主回転翼直径(m)				
座 席 数	乗務員 (人)				
	旅客 (人)				
重 量	全備重量 (kg)				
	空虚重量 (kg)				
	有効搭載量 (kg)				
エ ン ジ ン	製 造 会 社				
	型 式				
	基 数				
性 能	最大速度 (km/h)				
	巡航速度 (km/h)				
	航続距離 (km)				
	航続時間 (h)				
	実用上昇限度(m)				
	耐風性能 (m/s)				
燃 料	使 用 燃 料				
	タンク容量 (ℓ)				
	増槽タンク容量(ℓ)				
	消費量(ℓ/h)				
装 置	カーゴスリング(kg)				
	ホイスト (kg)				
	タンカ (人分)				
	他の主な装置	機外拡声装置 (W)			
		サーチライト (W)			
		消火バケツ(ℓ)			
保 険	対 人				
	対 物				
	搭 乗 者				
	機 体				
	年間保険料(掛け金)				

- (注)
- 1 全 長—主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
 - 2 旅客等数—最大座席数から乗組員2名を差し引いた数
 - 3 巡航距離—全備重量での標準大気中の高速巡航速度
 - 4 航続距離—巡航速度による航続距離 (標準燃料タンク使用、残燃料なし)
 - 5 航続時間—巡航速度による航続時間 (標準燃料タンク使用、残燃料なし)

6 - 4 東名高速道路消防相互応援協定書

東名高速道路消防相互応援協定書

制定 昭和56年4月25日

【最終改正 令和4年9月7日】

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、川崎市、横浜市、大和市、綾瀬市、海老名市、厚木市、伊勢原市、秦野市、小田原市及び茅ヶ崎市（以下「協定市等」という。）の長は、東名高速道路及びその付属施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において、火災、救急事故その他の災害が発生した場合に、協定市等の消防力を相互に活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（出場区分）

第2条 協定区域において災害が発生した場合においては、協定市等のうち別表の左欄に掲げる出場市等は、同表の右欄に掲げる区分に応じ、応援のため消防隊、救急隊その他の人員・機器資材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（特別応援）

第3条 協定区域において災害が発生した場合で、前条に規定する出場市等以外の協定市等の応援を必要とするときは、当該災害の発生した協定市等は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして、特別応援の要請をすることができる。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概況
- (2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び数量
- (3) その他活動内容に関する事項

第4条 特別応援の要請を受けた協定市等は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市等に災害が発生しているため出場できない場合やその他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 特別応援の要請を受けた協定市等が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした市等にその旨を通報しなければならない。

（費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した通常のコ費用は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員・機器資材は、現物またはその費用を応援を受けた協定市等が負担する。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の人員・機器資材の補給または人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市等が現物またはその費用を負担する。

(3) 応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、応援を行った協定市等がその災害補償をする。ただし、災害地において行った救急治療の費用は、応援を受けた協定市等の負担とする。

(4) 応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた協定市等がその損害を賠償する。ただし、災害現場への上場途中または災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った協定市等がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第6条 協定市等は、この協定の適正な運用を期するため、消防に関する情報その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(消防長への委任)

第7条 この協定の実施のため必要な事項は、協定市等の消防長が決定する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市等が協議のうえ、決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、昭和56年4月25日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書10通を作成し、記名押印のうえ、各その1通を保有する。

昭和56年4月25日

協定名 川崎市以下市町長 (氏名省略)

附 則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年5月15日締結)

附 則

この協定は、平成22年2月27日から施行する。

(平成22年1月22日締結)

附 則

この協定は、平成25年3月31日から施行する。

(平成25年4月22日締結)

附 則

この協定は、平成27年3月8日から施行する。

(平成27年10月15日締結)

附 則

この協定は、平成30年1月28日から施行する。

(平成30年8月23日締結)

附 則

この協定は、平成31年3月17日から施行する。

(令和元年8月8日締結)

附 則

この協定は、平成2年3月7日から施行する。

(令和2年12月7日締結)

附 則

この協定は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月16日から施行する。

(令和4年9月7日締結)

別表（第2条）

出場区分表

出場市等	出場区域
川崎市	協定区域のうち、AからBまでの区間の下り車線の区域
横浜市	協定区域のうち、AからBまでの区間の上り車線の区域及びCからD、Gまでの区間の下り車線の区域
海老名市	協定区域のうち、CからEまでの区間の上り車線の区域、EからGまでの区間の下り車線の区域、EからFまでの区間の内回りの区域、FからHまでの区間の下り車線の区域
茅ヶ崎市	協定区域のうち、DからFまでの区間の外回りの区域
厚木市	協定区域のうち、DからGまでの区間の上り車線の区域、DからEの外回りの区域、G及びHからI、J及びKまでの区間の下り車線の区域及びFからHまでの区間の上り車線の区域
伊勢原市	協定区域のうち、G及びHからI及びJまでの区間の上り車線の区域及びJからLまでの下り車線の区域
秦野市	協定区域のうち、IからKまでの区間及びJからLまでの区間の上り車線の区域及びKからMまでの区間の下り車線の区域
小田原市	協定区域のうち、KからMまでの区間の上り車線の区域

- A 東名川崎インターチェンジ J 伊勢原大山インターチェンジ
 B 横浜青葉インターチェンジ K 秦野中井インターチェンジ
 C 横浜町田インターチェンジ L 新秦野インターチェンジ
 D 海老名ジャンクション M 大井松田インターチェンジ
 E 海老名インターチェンジ
 F 海老名南ジャンクション
 G 厚木インターチェンジ
 H 厚木南インターチェンジ
 I 伊勢原ジャンクション

6-5 消防相互援助協定（綾瀬市と米海軍）

この協定は1991年4月8日綾瀬市長と在日米海軍司令官との間で締結した。

根拠

ここに両者は、その管轄する区域内における火災その他の緊急事態（以下「火災」という。）を鎮圧するための装備及び人員を維持しているため、この両者はそれぞれ管轄する地域に対し、利用出来る消防力の増大を希望し、相互の管轄区域が接近しているため、火災による災害時においては相互に援助することが実際に可能であると認められ、このような協定を締結することは、米国海軍省並びに綾瀬市の方針であり、これらの条件に合致する相互援助を行うこの協定は、健全で望ましく実施可能かつ、相互に有益なことであると認められるので、以下協定する。

- 1 この協定の条件に基づいて提供する援助は、それぞれの消防隊の技術上の長により作成され、承認された運営手続き細目及び業務手順に従って達成されるものとする。
- 2 この協定の当事者の一方に属する消防隊の上席指揮者または、いかなる火災においても、現にその火災現場に有る消防隊の上席指揮者は、援助要請を必要と認めた場合、いつでもこの協定の条項に従って火災防衛の援助を要請することができる。この場合、この協定の当事者の他方に属する消防隊の当直上席指揮者は、火災防衛の援助要請を受けた時は、直ちに、次の措置を執るものとする。
 - a 要請に応じ得る装備及び人員があるか否かを直ちに確認する。
 - b この協定の条件に基づき、要請を受けた上席指揮者は、送るべき装備及び人員を判断し任務の示達とともに、直ちに派遣する。
- 3 この協定の条項に基づく援助の供与は、義務とはしない。ただし、援助要請を受けた側において、もしも援助をすることが出来ない事由があるときは、直ちに、その旨を要請側に通知するものとする。
- 4 この協定に基づく援助は、この協定の当事者のいずれの側からも無償で提供するものとする。
- 5 援助を要請した消防隊の上席指揮者は、消防部隊運用の全責任を有するものとする。しかしながら、当該消防隊の技術上の長により承認された手順により、援助を提供している消防隊の上席指揮者が、消火活動全般の調整の責任を引き受けることもできる。

6 この協定に基づく両当事者の所属消防隊の幹部及び隊員は、互恵の基盤に立って、各施設の保安上の規制に適合する範囲内で、それぞれの地域に対する精通を目的とした案内・質問を時宜に応じて行い、実行可能な限り火災先行計画検査及び訓練演習を合同で実施することが招請され、推奨されるものとする。

7 この協定の全ての修正はここに規定されるように、文書によってなされ、ここに添付するものである。

8 この協定は、本書に記載の日から発効し、相互の同意によるか、または両当事者のうち、一方から他方に対し、文書による60日前の予告をもって解除するまで、その効力を有するものとする。

9 この協定が発効する日をもって次の消防相互援助協定は、効力を失うものとする。

綾瀬市長と厚木米海軍航空施設司令官及び在日米海軍横須賀基地司令官との間で1986年5月23日に記名調印された消防相互援助協定。

以上の証拠として、両当事者は上記記載の年月日に在日米海軍司令官と綾瀬市でこの協定に署名した。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

鈴木 進

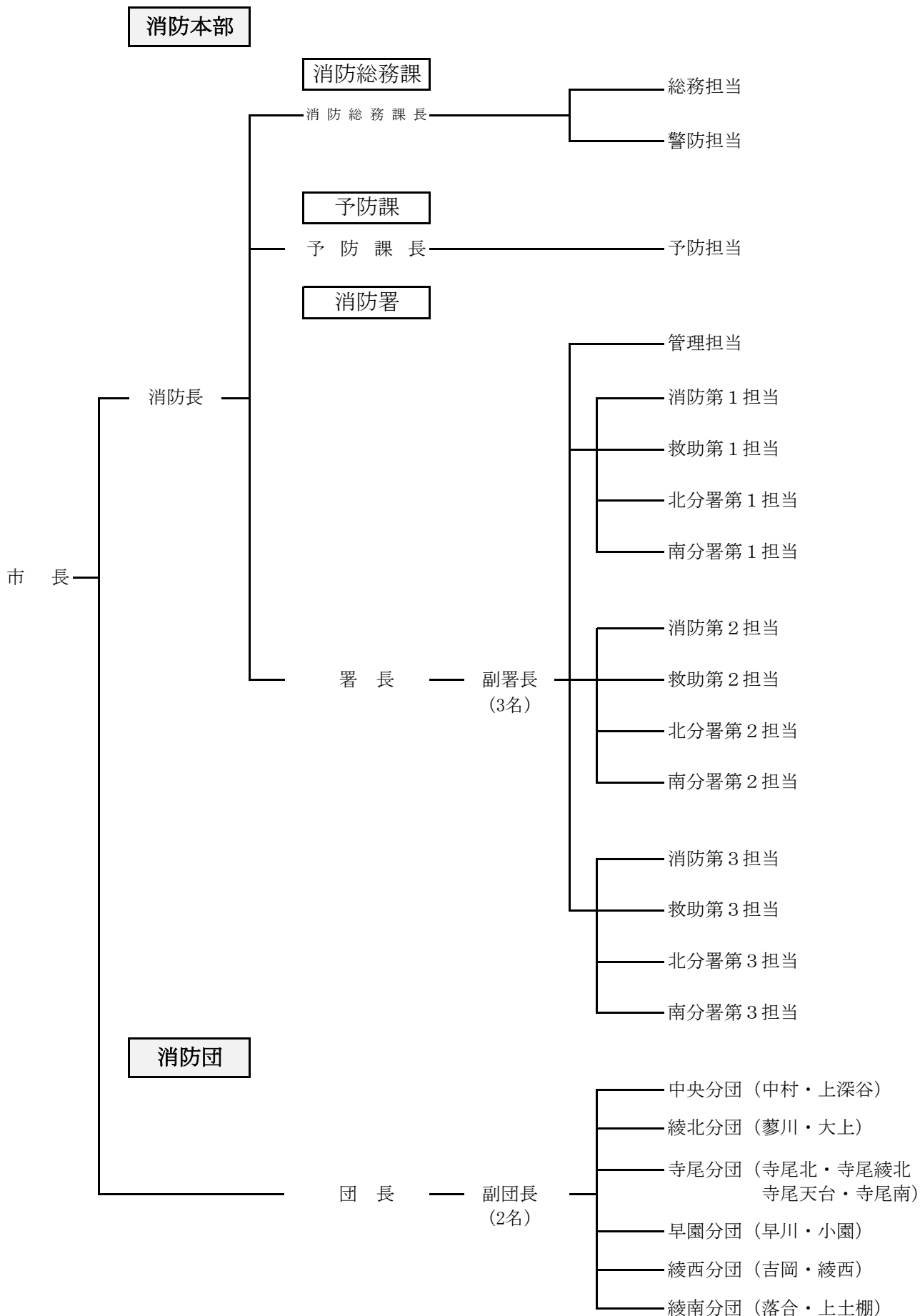
綾瀬市長

J. J. ヘルナンデス

米海軍少将

在日米海軍司令官

消防組織図



※海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センターへ職員を派遣

消 防 現 勢 表

令和5年4月1日現在

1 消防職・団員

階級 区分		計	消防監	消 防 司令長	消 防 司令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消防士	その他の職員	
											階 級 別 隊 員 な し
消 防 吏 員	定員	133	階 級 別 隊 員 な し								
	実員	131	1	6	23	13	35	35	18	0	

階級 区分		計	消 防 団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	団 員
実員	143	1	2	6	12	36	86	

2 消防車両

車種別 区分		計	ポン プ車	水 槽 付 ポン プ 自 動 車	化 学 車	梯 子 車	救 助 工 作 車	指 令 車	指 揮 車	高 規 格 救 急 車	広 報 車	資 器 材 搬 送 車	小 型 積 載 力 ポ ン プ 車	そ の 他
消防団		6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		30	10	1	1	1	1	1	1	4	2	4	1	3

3 消防無線

種 別 項 目		基地局	種 別 項 目		消 防 署 用 無 線 機	消 防 車 載 用 無 線 機	救 急 車 載 用 無 線 機	可 搬 型 無 線 機	携 帯 用 無 線 機	台 数 計
共 通 波	単 独	台 数	県 内 共 通 波		3	16	4	1	39	63
	切 替									
	な し			県内波非実装	-	-	-	-	-	-
備 考			計		3	16	4	1	39	63

※基地局については、三市指令センターとする。

6-7 消防本部・消防署車両及び機械器具一覧

令和5年4月1日現在

1 車 両

車両別	車名	登録年月	無線	AVM	型式	排気量(CC)	備考	
指令車	ニッサン	H29.9	有	無	DAA-GC27	1,990	ガソリン	
指揮車	ニッサン	R1.6	有	有	CBF-CS8E26	2,480	軽油	
ポンプ車	綾瀬タンク1	日野	H24.2	有	有	SDG-GD7JGAA改	6,400	軽油
	綾瀬ポンプ1	日野	R5.3	有	有	2RG-XZU640M	4,000	軽油
	綾瀬予備1	日野	H18.2	有	有	PD-XZU378M	4,000	軽油
	綾瀬北ポンプ1	日野	R3.2	有	有	2RG-XZU640M	4,000	軽油
	綾瀬南ポンプ1	日野	H23.2	有	有	BDG-XZU378M	4,000	軽油
	化学車	日野	H30.2	有	有	2KG-FE2ABA	5,120	軽油
梯子車	いすゞ	H8.3	有	有	KC-CXM81Q1	19,000	軽油	
救助工作車	いすゞ	H17.2	有	有	PB-FSR35G3改	7,160	軽油	
高規格救急車	救急綾瀬1	トヨタ	H31.2	有	有	CBF-TRH226S	2,690	ガソリン
	救急綾瀬2	ニッサン	H27.2	有	有	CBF-FPWG50改	3,490	ガソリン
	救急綾瀬北1	ニッサン	R2.2	有	有	CBF-CS8E26改	2,480	ガソリン
	救急綾瀬南1	ニッサン	R4.2	有	有	CBF-CS8E26改	2,480	ガソリン
広報車	広報2	いすゞ	H22.12	有	有	BKG-NHS85A	2,990	軽油
	広報3	ニッサン	H22.2	有	有	DBA-M20	1,590	ガソリン
資器材搬送車	綾瀬作業1	日野	R4.2	有	有	2KG-XZU685M	4,000	軽油
	綾瀬作業2	日野	H18.1	有	有	PB-XZU378M	4,000	軽油
	綾瀬作業北1	いすゞ	H14.11	有	有	KK-NKR69EA	3,050	軽油
	綾瀬作業南1	三菱	H21.2	有	有	PDG-FG73D	4,890	軽油
可搬積載軽自動車	ラビット	スバル	H18.12	無	無	LE-TT2	650	ガソリン
事務連絡車	プリウス	トヨタ	H17.6	無	無	DAA-NHW20	1,490	ガソリン
事務連絡用バイク	ホンダ	ホンダ	23.8				49	ガソリン
	スズキ	スズキ	24.3				49	ガソリン

令和4年4月1日現在

2 警防用機器資材

名 称	数 量
空 気 呼 吸 器	45
酸 素 呼 吸 器	4
エ ン ジ ン カ ッ タ ー	3
チ ェ ー ン ソ ー	18
油 圧 カ ッ タ ー	1
油 圧 ス プ レ ッ タ ー	1
コ ン ビ ッ ー ル	4
ハ ン マ ー ド リ ル	1
削 岩 機	1
ガ ス 溶 断 機	1
エ ア ー ジ ャ ッ キ	7
メ ガ フ ォ ー ム (t)	2
救 命 索 発 射 銃	1
チ ル ホ ー ル	1
放 射 線 防 護 服	3
放 射 線 測 定 器	6
ポ ケ ッ ト 線 量 計	14
陽 圧 式 化 学 防 護 服	14
除 染 シ ャ ワ ー	1
耐 電 衣	4
耐 熱 服	4
送 排 風 機	1
熱 画 像 直 視 装 置	3
発 電 機	13
投 光 機	12
救 命 ボ ー ト	3

6-8 消防団機械器具一覧

令和5年4月1日現在

分団名	配置機械	車 両 会社名	ポンプ 級 別	ポンプ 会社名	登録年月日
中央分団	消防ポンプ自動車	トヨタ	A2	モリタ	H20. 2. 19
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H28. 11. 18
綾北分団	消防ポンプ自動車	いすゞ	A2	モリタ	R5. 2. 27
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H30. 9. 19
寺尾分団	消防ポンプ自動車	いすゞ	A2	モリタ	H16. 1. 22
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H28. 11. 18
早園分団	消防ポンプ自動車	いすゞ	A2	モリタ	H16. 12. 14
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H29. 10. 19
綾西分団	消防ポンプ自動車	いすゞ	A2	モリタ	H17. 12. 20
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H29. 10. 19
綾南分団	消防ポンプ自動車	いすゞ	A2	モリタ	H19. 3. 22
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H30. 9. 19

7 ライフライン

7-1 神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部災害対策計画

I 大規模断水等における応急給水対策

第1章 目的

この対策は、水質汚染（汚濁）、偶発的事故及び長時間の停電等による断水により（以下「大規模断水等」という）、県民の生活に著しい不便が生じるとき、又は生じたときに、神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部（以下「支部組合」という。）が神奈川県企業庁水道局綾瀬営業所（以下「営業所」という。）及び神奈川県管工事業協同組合（以下「本部組合」という。）の要請等に基づき、応急給水活動を円滑に実施することを目的とする。

第2章 対策の方針

1 支部対策本部の設置

組合の支部長は、大規模断水等により、営業所及び本部組合から応急給水要請があった場合は、綾瀬支部対策本部を設置し応急給水諸活動を実施するものとする。（資料1）

2 組合員の配備体制

- (1) 支部長は、本計画において組合員の配備計画を定め組合員に周知する。
- (2) 組合員は、定められた場所（綾瀬支部組合）に参集し、応急対策諸活動に従事するものとする。
- (3) 緊急時における組合員の連絡経路を定めた連絡網は、（資料4）のとおりとする。

3 組織及び分担業務

- (1) 支部対策本部の本部長は支部長とする。副本部長は支部副理事長及び支部専務理事として、本部長を補佐する。
- (2) 本部長は、当該本部の業務を組織的に執行するための班等の組織を編成し、対策本部各班の分担業務（資料2）を定めるものとする。
- (3) 本部長は、応急給水規模の状況、組合員の参集状況等により、組合員の分担業務を変更することができるものとする。

4 指揮命令権者の順位

応急給水活動に従事する組合員に対する指揮命令権者の順位は、（資料3）によるものとする。

5 初動体制

支部組合は、支部対策本部が設置され組織的な活動が開始されるまでの間については、早期に参集した組合員により初動体制をとり応急給水のための準備を実施するものとする。

6 応急給水対策

支部対策本部は、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急給水の要請があった場合は、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

(1) 応急給水体制

応急給水は、支部対策本部に応急給水班を設置して、各担当区域の応急給水活動を調整・指導するものとする。(資料8)

(2) 応急給水活動業務

支部対策本部は、営業所の要請により、次のような応急給水活動を行うものとする。

* 給水タンク車等による給水業務

支部が管理している給水タンク（支部所有）・ポリタンク（局所有）を利用し、必要とする区域内を巡回し、応急給水活動を行うものとする。

* 水パックの運搬・給水活動

水道局が製造した水パックを、必要とする区域内に運搬し、給水活動を行うものとする。

* 臨時給水栓の設置・給水業務

配水管の給水口付空気弁又は公設消火栓に臨時給水栓を設置し、応急給水を行うものとする。

* 指定配水池における注水業務

市町による応援給水車への注水諸活動

7 弁操作作業

水質汚染や停電事故等による長時間断水後には、営業所が行う排水処理活動の弁操作を支援するものとする。(ドレインバルブ・消火栓・給水口付き空気弁)

8 その他

この事項に定めがないものは、地震・風水害対策計画によるものとする。

Ⅱ 風水害における応急給水及び応急・復旧工事対策

第1編 総論

第1章 目的

この対策は、台風・大雨がもたらす風水害等により、県民の生活に著しい不便が生じるとき、又は生じたときに、神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部（以下「支部組合」という。）が神奈川県企業庁水道局綾瀬営業所（以下「営業所」という。）及び神奈川県管工事業協同組合（以下「本部組合」という。）の要請等に基づき、応急給水及び応急・復旧工事活動を円滑に実施することを目的とする。

第2章 対策の基本方針

1 支部災害対策本部の設置

組合の支部長は、風水害等により災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、綾瀬支部災害対策本部（以下「支部対策本部」という。）を設置し、応急対策諸活動を実施するものとする。

2 組合員の配備体制

- (1) 支部長は、本計画において組合員の配備計画を定め組合員に周知する。
- (2) 組合員は、定められた場所（綾瀬支部組合）に参集し、応急対策諸活動に従事するものとする。

3 初動体制

支部組合は、支部対策本部が設置され組織的な活動が開始されるまでの間については、早期に参集した組合員により初動体制をとり初期活動を実施するものとする。

4 情報連絡対策

支部対策本部の内外における情報連絡内容や通信手段、方法を定め、災害時の情報連絡活動を円滑に実施するものとする。

5 緊急措置

支部対策本部は、災害発生後、被災した水道局営業所管内の施設の二次災害の防止などの緊急措置を実施するものとする。

6 応急復旧対策

支部対策本部は災害発生後、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、直ちに水道施設の被害状況を調査及び報告するとともに、水道局綾瀬営業所対策本部（以下「営業所対策本部」という。）の要請に基づき、速やかに応急工事を実施するものとする。

また、復旧工事においては、営業所対策本部で作成した復旧計画に基づき実施するものとする。

7 応急給水対策

支部対策本部は災害発生後、営業所対策本部の要請に基づき、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

第2編 応急配備体制

第1章 綾瀬支部災害対策本部の設置

1 支部災害対策本部の設置

支部長は、災害が発生し水道局及び本部組合から要請等があった場合は、速やかに支部対策本部を設置し、本計画に基づき必要な対策を迅速かつ効果的に実施するものとする。(資料1)

2 組織及び分担業務

- (1) 支部対策本部の本部長は支部長とする。副本部長は支部副理事長及び支部専務理事として、本部長を補佐する。
- (2) 本部長は、当該本部の業務を組織的に執行するための班等の組織を編成し、対策本部各班の分担業務(資料2)を定めるものとする。
- (3) 本部長は、被害の状況、組合員の参集状況等により、組合員の分担業務を変更することができるものとする。

3 指揮命令権者の順位

災害対策活動に従事する組合員に対する指揮命令権者の順位は、(資料3)によるものとする。

4 災害対策本部会議の開催

本部長は、応急対策諸活動を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部会議を随時開催し、次の事項を協議するものとする。

- (1) 被災状況の把握と調査報告
- (2) 二次災害の防止措置(バルブ操作等)
- (3) 組合員の被災状況の確認と出動態勢の把握
- (4) 被災地区の必要資料の確保
- (5) 資機材の調査報告と調達
- (6) 応急復旧計画の調整
- (7) 組合員に対する応急復旧配備
- (8) 他支部及び他地域からの応援の受入れ
- (9) 応急復旧活動の整理報告
- (10) 応急給水活動の協力
- (11) その他

第2章 組合員の配備

1 災害対策要員

綾瀬支部組合員全員を災害対策要員とし、災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があったときは、直ちに指定された場所（綾瀬支部組合）に参集し、災害対策活動に従事するものとする。

2 緊急連絡網

緊急時における組合員の連絡経路を定めた連絡網は、（資料4）のとおりとする。

3 組合員の配備体制

組合員は、本計画で定める配備計画に基づき、災害対策業務に従事するものとする。

4 参集の免除

災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、全組合員は定められた場所に参集することとしているが、次に該当する組合員は参集を免除される。

- (1) 身体的理由で応急対策諸活動を行うことが困難であると支部長が認めた者。
- (2) 災害発生時、組合員自身が被災により著しく負傷した場合。
- (3) 組合員の家族が災害により死亡、若しくは負傷して看護するものがない場合。
- (4) その他、特別な事由があると支部長が認めた者。

第3章 情報連絡対策

1 情報連絡体制

支部対策本部に庶務情報班を設置して、速やかな情報連絡等を実施するものとする。

2 情報連絡方法

支部対策本部が設置され、機能が開始されたときの各対策本部相互の情報連絡は、原則として「水道局と神奈川県管工事業協同組合との系統図」（資料5）に示すとおりとする。

3 情報連絡事項

- (1) 本部組合対策本部から支部対策本部への連絡事項
 - ア 応急給水及び応急工事の応援要請
 - イ 外部応援の情報
- (2) 支部対策本部から本部組合対策本部及び営業所対策本部への連絡事項
 - 電話 本部組合対策本部 046-292-3555
営業所対策本部 0467-70-3100
 - ア 水道施設の被害状況
 - イ 水道施設の応急復旧状況
 - ウ 応急給水の状況

(3) 営業所対策本部から支部対策本部への連絡事項

- ア 水道施設の被害状況
- イ 水道施設の応急復旧計画
- ウ 応急工事の指示
- エ 応急給水の指示

第3編 応急対策

応急対策については、災害発生時に於いて被害を被った水道施設の応急・復旧工事及び応急給水等を円滑に実施するものとし、災害発生から復旧工事までの手順は、(資料6) のおりとする。

支部対策本部は水道局綾瀬営業所と締結した「災害時における応急給水及び応急復旧工事等の協力に関する協定」(資料7) に基づき水道施設の応急復旧工事、応急給水対策等を行うとともに「災害時における管路の被害状況調査に関する覚書」に準じて自主的に管路パトロールを行う。

第1章 被害状況調査

1 初期被害状況調査体制

風水害等により災害が発生した場合は編成表(資料8) に基づきパトロールを開始する。

2 被害状況調査体制

水道施設の被害による二次災害の防止や応急復旧を早期に行うため、支部対策本部に調査班を設置して、調査活動の調整・指導を行うものとする。なお被害状況調査を実施し、異常を発見した場合は、速やかに被害状況調査報告書により営業所対策本部及び本部組合対策本部へ報告するものとする。

調査班の編成及び役割分担は、(資料2) のとおりとする。

3 支部対策本部が行う被害状況調査

(1) 被害状況調査

- ア 営業所対策本部からの依頼による被害配水池の調査
- イ 営業所対策本部からの依頼による被害配水管の調査

(2) 被害状況調査内容

ア 配水池

配水池本体の亀裂や漏水、崩壊箇所の有無、配水池周りの管路状況の損壊や漏水の有無

イ 管路

弁設置部、伏せ越し部、水管橋部を重点に、損壊、漏水の有無及び路面陥没の有無

第2章 緊急措置

営業所対策本部及び本部組合対策本部から要請があった場合は、水道施設の被害による二次災害の防止のため、次の緊急措置を行うものとする。

1 災害用指定配水池及び他の配水池の弁操作

配水池の損壊、池周りの管路の損壊による漏水のため、二次災害が発生した場合は、弁操作を行うものとする。

2 管路の弁操作等

管路の損壊による漏水のため、道路損壊等の二次災害が発生した場合は、弁操作を行い、管路を断水し、道路損壊部に安全措置（バリケード）を行うものとする。

また、長時間断水後には、営業所対策本部が行う排水処理活動の弁操作を支援するものとする。

第3章 応急・復旧対策

災害時における水道施設に被害が発生した場合に、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急・復旧の要請等に対し、効果的に進めるために必要な事項を定めるものとする。

1 応急・復旧体制

応急・復旧は、支部対策本部に復旧班を設置して、応急復旧活動を調整・指導するものとする。

2 応急・復旧資材

支部対策本部に資機材調達班を設置して、資機材の調達にあたるものとする。

(1) 送配水管用資材

応急復旧資材は、水道局の災害用備蓄材及び工事用材料の提供によるものとし、水道局の災害用備蓄材置場から搬出するものとする。

(2) 給水管用資材

応急復旧用資材は、修理業者持ちとし、本部で締結した「災害時における給水管類等の供給に関する覚書」に基づき取引業者からの供給を受けるものとする。

3 応急工事

(1) 営業所対策本部の「応急作業指示書」に基づき、営業所対策本部復旧班の指示監督のもとに応急工事を実施するものとする。

(2) 応急工事の施工方法は「漏水修理等請負工事実施要領」（昭和42年3月企工第63号）を準用するものとする。

(3) 復旧工事の実施契約は、営業所対策本部の「復旧計画書」に基づき実施し、後日、神奈川県管工事業協同組合理事長と水道局が締結するものとする。

4 応急工事の内容の記録と報告書の作成

応急工事に際して、復旧業者は必ず工事着手前、工事中及び完成後の写真の撮影を行うこととし、工事完成後は、「応急報告書」に写真を添えて営業所対策本部に提出するものとする。

写真撮影は、工事場所、工事年月日、施工業者名、支部又は組合名等、復旧施設名（管種、口径等）と工事状況（土被り、掘削幅、掘削延長等）が判断できる黒板を掲げて行うものとする。

被災事実から復旧完成まで一連の内容の確認が確実にできるように留意するものとする。

第4章 応急給水対策

支部対策本部は、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急給水の要請があった場合は、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

(1) 応急給水体制

応急給水は、支部対策本部に応急給水班を設置して、各担当区域の応急給水活動を調整・指導するものとする。（資料8）

(2) 応急給水活動業務

支部対策本部は、営業所の要請により、次のような応急給水活動を行うものとする。

* 給水タンク車等による給水業務

支部が管理している給水タンク（支部所有）・ポリタンク（局所有）を利用し、必要とする区域内を巡回し、応急給水活動を行うものとする。

* 水パックの運搬・給水活動

水道局が製造した水パックを、必要とする区域内に運搬し、給水活動を行うものとする。

* 臨時給水栓の設置・給水業務

配水管の給水口付空気弁又は公設消火栓に臨時給水栓を設置し、応急給水を行うものとする。

* 指定配水池における注水業務

市町による応援給水車への注水諸活動

7 弁操作作業

水質汚染や停電事故等による長時間断水後には、営業所が行う排水処理活動の弁操作を支援するものとする。（ドレーンバルブ・消火栓・給水口付き空気弁）

第5章 相互応援対策

1 相互応援体制

本部長は、支部間等の応援要員の受入れと調整等のため、支援班を設置するものとする。

2 水道局給水区域内の応援体制

(1) 組合の支部間の応援体制

支部対策本部は、本部組合対策本部からの指示に基づき、他の組合支部対策本部の支援を行うものとする。

この場合は、応援先の組合支部の管轄下に入るものとする。

(2) 組合と協力業者との協力体制

支部対策本部は、災害時に組合の下で復旧活動等に従事してくれる、組合員以外の業者に対して、これを支援する。この場合協力業者は、組合の責任の下に協力するものとする。

なお、災害時における資材においては、本部で締結している調達業者から供給をうける。

(3) 外部からの応援組織への協力、支援体制

水道局が水道事業体等へ応援要請を行った場合には、外部からの応援組織への協力、支援をするものとする。

第6章 その他

この事項に定めがないものは、地震対策計画によるものとする。

Ⅲ 地震災害における応急給水対策及び応急・復旧工事対策

第1編 総論

第1章 目的

この計画は、神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部（以下「支部組合」という。）が神奈川県企業庁水道局綾瀬営業所及び神奈川県管工事業協同組合（以下「本部組合」という。）の要請等に基づき、地震災害における応急給水並びに水道施設の速やかな応急・復旧工事等を円滑に実施することを目的とする。

第2章 対策の基本方針

1 支部災害対策本部の設置

組合の支部長は、地震及により災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、綾瀬支部災害対策本部（以下「支部対策本部」という。）を設置し、応急対策諸活動を実施するものとする。

2 組合員の配備体制

- (1) 支部長は、本計画において組合員の配備計画を定め組合員に周知する。
- (2) 組合員は、定められた場所（綾瀬支部組合）に参集し、応急対策諸活動に従事するものとする。

3 初動体制

支部組合は、支部対策本部が設置され組織的な活動が開始されるまでの間については、早期に参集した組合員により初動体制をとり初期活動を実施するものとする。

4 情報連絡対策

支部対策本部の内外における情報連絡内容や通信手段、方法を定め、災害時の情報連絡活動を円滑に実施するものとする。

5 緊急措置

支部対策本部は、災害発生後、被災した水道局営業所管内の施設の二次災害の防止などの緊急措置を実施するものとする。

6 応急復旧対策

支部対策本部は災害発生後、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、直ちに水道施設の被害状況を調査及び報告するとともに、水道局綾瀬営業所対策本部（以下「営業所対策本部」という。）の要請に基づき、速やかに応急工事を実施するものとする。

また、復旧工事においては、営業所対策本部で作成した復旧計画に基づき実施するものとする。

7 応急給水対策

支部対策本部は災害発生後、営業所対策本部の要請に基づき、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

第2編 応急配備体制

第1章 綾瀬支部災害対策本部の設置

1 支部災害対策本部の設置

支部長は、災害が発生し水道局及び本部組合から要請等があった場合は、速やかに支部対策本部を設置し、本計画に基づき必要な対策を迅速かつ効果的に実施するものとする。(資料1)

2 組織及び分担業務

- (1) 支部対策本部の本部長は支部長とする。副本部長は支部副理事長及び支部専務理事として、本部長を補佐する。
- (2) 本部長は、当該本部の業務を組織的に執行するための班等の組織を編成し、対策本部各班の分担業務(資料2)を定めるものとする。
- (3) 本部長は、被害の状況、組合員の参集状況等により、組合員の分担業務を変更することができるものとする。

3 指揮命令権者の順位

災害対策活動に従事する組合員に対する指揮命令権者の順位は、(資料3)によるものとする。

4 災害対策本部会議の開催

本部長は、応急対策諸活動を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部会議を随時開催し、次の事項を協議するものとする。

- (1) 被災状況の把握と調査報告
- (2) 二次災害の防止措置(バルブ操作等)
- (3) 組合員の被災状況の確認と出動態勢の把握
- (4) 被災地区の必要資料の確保
- (5) 資機材の調査報告と調達
- (6) 応急復旧計画の調整
- (7) 組合員に対する応急復旧配備
- (8) 他支部及び他地域からの応援の受入れ
- (9) 応急復旧活動の整理報告
- (10) 応急給水活動の協力
- (11) その他

第2章 組合員の配備

1 災害対策要員

綾瀬支部組合員全員を災害対策要員とし、災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があったときは、直ちに指定された場所（綾瀬支部組合）に参集し、災害対策活動に従事するものとする。

2 緊急連絡網

緊急時における組合員の連絡経路を定めた連絡網は、（資料4）のとおりとする。

3 組合員の配備体制

組合員は、本計画で定める配備計画に基づき、災害対策業務に従事するものとする。

4 参集の免除

災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、全組合員は定められた場所に参加することとしているが、次に該当する組合員は参加を免除される。

- (1) 身体的理由で応急対策諸活動を行うことが困難であると支部長が認めた者。
- (2) 災害発生時、組合員自身が被災により著しく負傷した場合。
- (3) 組合員の家族が災害により死亡、若しくは負傷して看護するものがない場合。
- (4) その他、特別な事由があると支部長が認めた者。

第3章 初動体制

1 初動体制の開始

休日や時間外において災害が発生した場合は、支部対策本部の機能が開始するまでの時間に、早期に参加した組合員で初期活動を実施するものとする。

- (1) 1～2人参加の場合
 - ア 組合建物内の安全確認
 - イ 通信機器の使用確認
 - ウ 幹部組合員への連絡
(資料3)のとおり
- (2) 3人以上参加の場合
 - ア 組合員参加の状況確認
 - イ 組合員参加の呼びかけ
 - ウ 本部組合及び営業所対策本部との連絡調整
 - エ 被害状況の情報収集
- (3) 初期時の情報連絡
初期活動時における必要な情報連絡は、次のとおりとする。
 - ア 営業所対策本部……水道施設の被害情報の提供
 - イ 組合員……組合員連絡網による参加の呼びかけ

2 初動体制の解除

初動体制は、支部対策本部の機能が開始したとき解除するものとする。

第4章 情報連絡対策

1 情報連絡体制

支部対策本部に庶務情報班を設置して、速やかな情報連絡等を実施するものとする。

2 情報連絡方法

支部対策本部が設置され、機能が開始されたときの各対策本部相互の情報連絡は、原則として「水道局と神奈川県管工事業協同組合との系統図」（資料5）に示すとおりとする。

3 情報連絡事項

(1) 本部組合対策本部から支部対策本部への連絡事項

- ア 応急給水及び応急工事の応援要請
- イ 外部応援の情報

(2) 支部対策本部から本部組合対策本部及び営業所対策本部への連絡事項

電話 本部組合対策本部 046-292-3555

営業所対策本部 0467-70-3100

- ア 水道施設の被害状況
- イ 水道施設の応急復旧状況
- ウ 応急給水の状況

(3) 営業所対策本部から支部対策本部への連絡事項

- ア 水道施設の被害状況
- イ 水道施設の応急復旧計画
- ウ 応急工事の指示
- エ 応急給水の指示

第3編 応急対策

応急対策については、災害発生時に於いて被害を被った水道施設の応急復旧工事及び応急給水等を円滑に実施するものとし、災害発生から復旧工事までの手順は、(資料6)のとおりとする。

支部対策本部は水道局綾瀬営業所と締結した「災害時における応急給水及び応急復旧工事等の協力に関する協定」（資料7）に基づき水道施設の応急復旧工事、応急給水対策等を行うとともに「災害時における管路の被害状況調査に関する覚書」に基づき自主的に管路パトロールを行う。

第1章 被害状況調査

1 初期被害状況調査体制

地震災害（震度6以上）により災害が発生した場合は編成表（資料8）に基づきパトロールを開始する。

2 被害状況調査体制

水道施設の被害による二次災害の防止や応急復旧を早期に行うため、支部対策本部に調査班を設置して、調査活動の調整・指導を行うものとする。なお被害状況調査を実施し、異常を発見した場合は、速やかに被害状況調査報告書により営業所対策本部及び本部組合対策本部へ報告するものとする。

調査班の編成及び役割分担は、（資料2）のとおりとする。

3 支部対策本部が行う被害状況調査

（1）被害状況調査の優先順位

ア 災害用指定配水池

指定配水池	有効水量	確保水量	確保水位	備考
吉岡配水池	36523 m ³	11950 m ³	1.8 m	

イ 主要送配水管路

（資料9）のとおりとする。

ウ 配水池（災害用指定配水池以外）

（資料10）のとおりとする。

エ 配水系統別復旧優先路線

（資料11）のとおりとする。

（2）被害状況調査内容

ア 配水池

配水池本体の亀裂や漏水、崩壊箇所の有無、配水池周りの管路状況の損壊や漏水の有無

イ 管路

弁設置部、伏せ越し部、水管橋部を重点に、損壊、漏水の有無及び路面陥没の有無

第2章 緊急措置

営業所対策本部及び本部組合対策本部から要請があった場合は、水道施設の被害による二次災害の防止のため、次の緊急措置を行うものとする。

1 災害用指定配水池及び他の配水池の弁操作

配水池の損壊、池周りの管路の損壊による漏水のため、二次災害が発生した場合は、弁操作を行うものとする。

2 管路の弁操作等

管路の損壊による漏水のため、道路損壊等の二次災害が発生した場合は、弁操作を行い、管路を断水し、道路損壊部に安全措置（バリケード）を行うものとする。

また、長時間断水後には、営業所対策本部が行う排水処理活動の弁操作を支援するものとする。

第3章 応急復旧対策

災害時における水道施設に被害が発生した場合に、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急復旧の要請等に対し、効果的に進めるために必要な事項を定めるものとする。

1 応急復旧体制

応急復旧は、支部対策本部に復旧班を設置して、応急復旧活動を調整・指導するものとする。

2 応急復旧資材

支部対策本部に資機材調達班を設置して、資機材の調達にあたるものとする。

(1) 送配水管用資材

応急復旧資材は、水道局の災害用備蓄材及び工事用材料の提供によるものとし、水道局の災害用備蓄材置場から搬出するものとする。

(2) 給水管用資材

応急復旧用資材は、修理業者持ちとし、本部で締結した「災害時における給水管類等の供給に関する覚書」に基づき取引業者からの供給を受けるものとする。

3 応急工事

(1) 営業所対策本部の「応急作業指示書」に基づき、営業所対策本部復旧班の指示監督のもとに応急工事を実施するものとする。

(2) 応急工事の施工方法は「漏水修理等請負工事実施要領」（昭和42年3月企工第63号）を準用するものとする。

(3) 復旧工事の実施契約は、営業所対策本部の「復旧計画書」に基づき実施し、後日、神奈川県管工事業協同組合理事長と水道局が締結するものとする。

4 応急工事の内容の記録と報告書の作成

応急工事に際して、復旧業者は必ず工事着手前、工事中及び完成後の写真の撮影を行うこととし、工事完成後は、「応急報告書」に写真を添えて営業所対策本部に提出するものとする。

写真撮影は、工事場所、工事年月日、施工業者名、支部又は組合名等、復旧施設名（管種、口径等）と工事状況（土被り、掘削幅、掘削延長等）が判断できる黒板を掲げて行うものとする。

被災事実から復旧完成まで一連の内容の確認が確実にできるように留意するものとする。

第4章 応急給水対策

支部対策本部は、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急給水の要請があった場合は、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

1 応急給水体制

応急給水は、支部対策本部に応急給水班を設置して、応急給水活動を調整・指導するものとする。

2 応急給水活動業務

支部対策本部は、営業所対策本部給水班の要請により、次のような応急給水活動の支援を行うものとする。

(1) 指定配水池における業務

- ア 市町の給水車への注水活動
- イ 水道局が行う給水活動の支援

(2) 臨時給水栓の設置

被災しない配水管や復旧された配水管の給水口付空気弁又は広域避難場所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置し、応急給水を行うものとする。

第5章 相互応援対策

1 相互応援体制

本部長は、支部間等の応援要員の受入れと調整等のため、支援班を設置するものとする。

2 水道局給水区域内の応援体制

(1) 組合の支部間の応援体制

支部対策本部は、本部組合対策本部からの指示に基づき、他の組合支部対策本部の支援を行うものとする。

この場合は、応援先の組合支部の管轄下に入るものとする。

(2) 組合と協力業者との協力体制

支部対策本部は、災害時に組合の下で復旧活動等に從事してくれる、組合員以外の業者に対して、これを支援する。この場合協力業者は、組合の責任の下に協力するものとする。

なお、災害時における資材においては、本部で締結している調達業者から供給を受ける。

(3) 外部からの応援組織への協力、支援体制

水道局が水道事業体等へ応援要請を行った場合には、外部からの応援組織への協力、支援をするものとする。

第6章 水道局との協力体制の確立

災害時の協力体制を確立し、相互協力体制を図っていくものとする。

第7章 組合員の研修及び訓練

災害時に水道局から指示等があった場合に、組織体制が十分に機能し、迅速で円滑かつ、的確な応急対策活動が行えるよう、気象・地震の知識、防災体制等についての研修会、講習会を実施することにより、組合員の災害時における判断力の養成、防災上必要な知識の普及、技術の向上、職務分担の周知徹底を図るとともに、平常時から組合員に対して定められた災害対策本部等の配備体制のもとで、具体的、かつ、実践的な訓練を実施するものとする。

1 研修の実施

支部では組合員に対し、次のようなテーマを定め、定期的に研修を実施するものとする。

- (1) 災害に対する一般的な知識について
- (2) 本部組合対策本部及び支部対策本部の災害対策計画について
- (3) 組合員の役割分担について
- (4) その他

2 訓練の実施

災害発生時の応急対策活動を円滑に進めるため、定期的に組合員を対象とした訓練を実施するものとする。

また、水道局等が行う訓練にも積極的に参加するものとする。

(1) 訓練の実施

組合本部及び支部の訓練、水道局等との合同訓練を行うものとする。

(2) 訓練の内容

- ア 応急復旧訓練
- イ 管路パトロール訓練
- ウ 応急給水訓練
- エ 情報伝達訓練
- オ 緊急参集訓練

(3) 訓練の報告

支部長は、訓練の実施及び水道局等の訓練への参加をした後、参加状況や実施状況などを速やかに本部組合理事長に報告するものとする。

第8章 その他

1 非常食の備蓄

支部においては、災害発生後、対策諸活動に従事する組合員の食料の確保に努めるものとする。

2 災害対策用品の備蓄

支部においては、対策諸活動に必要な資機材を保管、管理するものとする。

附 則

- 1 この計画は、平成15年 月 日から適用する。
- 2 本計画に定めるもののほか、災害対策活動等に必要な事項は、適宜定めるものとする。

7-2 東京電力パワーグリッド（株）の応急活動対策

地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握して速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

1. 基本方針

(1) 非常災害対策本部の設置

震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、神奈川総支社に非常災害対策本部を、県内の支社に非常災害対策支社支部を設け、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。

(2) 電力供給継続の原則と危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(3) 電力の融通

災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び、隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。

(4) 関係機関との連携

市(区)災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。

2. 応急対策

(1) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。

(3) 特に防災上の重要となる施設（原則として人命にかかわる施設、災害対策の中核となる官公署、報道機関、避難場所、その他）に対しては優先的に送電する。

(4) 被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は他都県当社社員あるいは工事会社の協力を得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施する。

3. 復旧資材の確保

(1) 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は速やかに確保する。

(2) 復旧資材の輸送は、原則として予め調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行うが、不足する場合は他都県当社あるいは他社の協力を得て輸送力の確保を図る。

(3) 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。

4. 広報対策

(1) 電気による二次災害防止の注意喚起。

ア避難する時は安全器又はブレーカーを必ず切る。

イ感電事故の防止（垂れ下った電線には絶対触れない等）。

ウ漏電等による出火防止（冠水した屋内配線、電気器具等は使わない）。

エ電気器具のコンセントを抜く。

(2) その他被害状況及び復旧見通し等の広報。

7-3 東京ガスネットワーク㈱の防災業務計画（抜粋）

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

1. 非常体制の設置

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常体制を設置する。

2. ガス施設の災害予防措置に関する事項

i. 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

ii. ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

(1) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

3. 非常事態発生時の安全確保

i. 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

4. 災害時における応急工事

i. 応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

5. 復旧作業の実施

i. 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(1) 低圧導管の復旧作業

- ① 閉栓作業
- ② 復旧ブロック内巡回調査
- ③ 被災地域の復旧ブロック化
- ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥ 本支管混入空気除去
- ⑦ 灯内内管の漏洩検査および修理
- ⑧ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨ 開栓

5. 災害時における広報

i. 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

ii. 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

7-4 災害時における液化石油ガスの調達及び応急工事に関する協定書

綾瀬市を甲とし、社団法人神奈川県エルピーガス協会県央支部綾瀬部会を乙とし、綾瀬市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、液化石油ガス供給の確保を図るため、次のとおり協定する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において液化石油ガス供給の確保を図る必要があるときは、乙の保有する液化石油ガスの容器、供給管、調整器及び配管（以下「LPG等」という。）の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の災害による甚大な被害その他やむを得ない事由のない限り、速やかに現有するLPG等を適切に供給できるよう措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法等）

第3条 甲の調達要請は、LPG等の供給要請書（第1号様式。以下「供給要請書」という。）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において供給要請書を提出するものとする。

- 2 甲及び乙の調達要請の経路は別に定める。
- 3 乙の措置事項の連絡はLPG等の供給報告書（第2号様式）によるものとする。

（LPG等の価格）

第4条 LPG等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（補償）

第5条 本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（災害時における相互の情報提供等）

第6条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（平常時の協定内容の周知等）

第7条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して本協定の趣旨及び手続の周知に努めるものとする。

- 2 乙は連絡先等に変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 3 甲は乙に対して、定期的に、LPG等の保有数量について報告を求めることができる。
- 4 前項の報告はLPG等の保有数量報告書（第3号様式）によるものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成9年4月1日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年3月31日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 綾瀬市上土棚南五丁目8番46号
社団法人 神奈川県エルピーガス協会県央支部
綾瀬部会長 峯尾芳之

第1号様式（第3条関係）

LPG等の供給要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおりLPG等の供給を要請します。

項 目	内 容	
災害の状況		
協力要請の事由		
供給を必要とする数量	キロ 本	供給管 m
	キロ 本	調整器 個
	キロ 本	配 管 m
供給を必要とする場所		
その他必要な事項		

資料-7-4-2

第2号様式（第3条関係）

LPG等の供給報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

(社) 神奈川県エルピーガス協会県央支部

綾瀬部会長

印

項 目	内 容	
供給したLPG容器等	キロ 本	供給管 m
	キロ 本	調整器 個
	キロ 本	配 管 m
供給した場所	地区 ~ 地区 (地区一帯)	
供給年月日	年 月 日	
その他必要な事項		

第3号様式（第7条関係）

LPG等の保有数量報告書

年 月 日

綾瀬市長 殿

(社) 神奈川県エルピーガス協会県央支部
綾瀬部会長 印

項 目	LPG容器	供給管・調整器・配管
保有LPG等	キロ 本	供給管 m
	キロ 本	調整器 個
	キロ 本	配管 m

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

綾瀬市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社（以下「乙」という。）は、災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。
2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。
(1) 甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供
(2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
(3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
(4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。
(1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
(2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
(3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用
2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

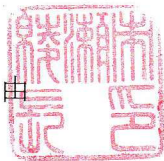
(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月7日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 古塩政由



乙 相模原市中央区千代田六丁目12番25号
東京電力パワーグリッド株式会社 相模原支社長

塚本豊司

